

第1章

政策・方針決定過程への女性の参画

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性割合は長期的には増加傾向にあるが、ほぼ横ばい。衆議院7.1%，参議院14.6%。
- 衆議院，参議院とも立候補者に占める女性割合は総じて大きく伸びており，直近の選挙では，それぞれ，12.9%，27.6%。
- 国家公務員の管理職に占める女性割合は長期的には増加傾向だがなお低水準。
- 国の審議会等における女性委員の割合は年々増加している。平成15年では26.8%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 地方議会における女性議員割合は着実に増加し，特に特別区議会では21.5%と高い。
- 地方公務員管理職に占める女性割合は年々増加。特に政令指定都市で高く，6.3%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員割合は年々増加し，都道府県26.6%，政令指定都市25.8%。

第3節 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加。裁判官12.6%，弁護士11.7%，検察官8.4%。
- 2003年の日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は44位，前年の32位から大きく低下。

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性割合）

国会議員に占める女性割合について，その推移をみると，衆議院においては，戦後の一時期を除いて，昭和61年（第38回選挙）までは1～2%の間を推移していたが，小選挙区比例代表並立制が導入された平成8年（第41回選挙）以後大きく増加し，16年3月現在7.1%（34名）となっている。

また参議院においては，昭和22年（第1回選挙）の4.0%からおおむね増加傾向にあり，平成元年（第15回選挙）においてそれまでの8.7%から13.1%と大幅に増加した。それ以降も増加傾向にあるが伸びは鈍くなっており，16年3月現在では，

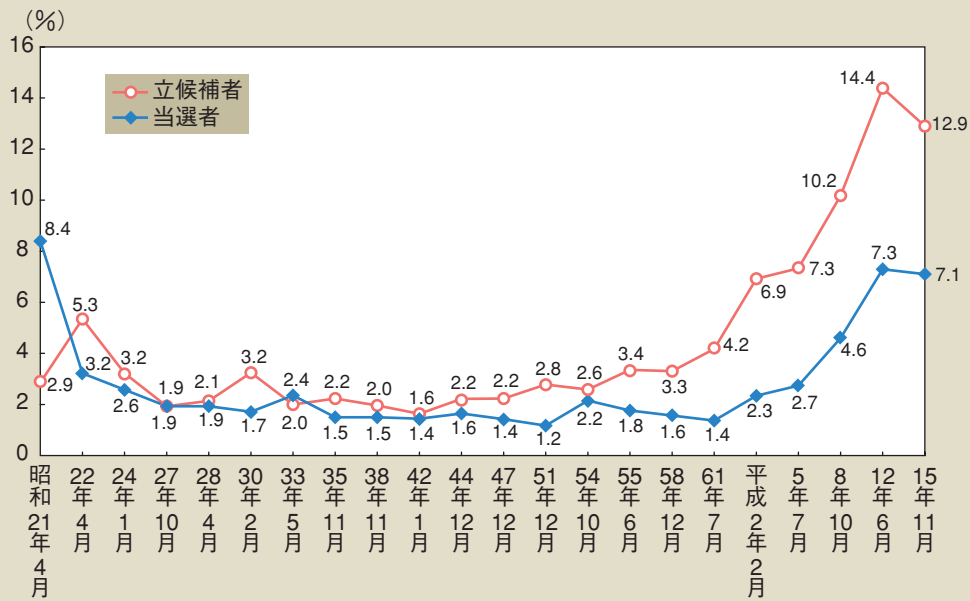
14.6%（36名）となっている。

（立候補者，当選者に占める女性割合）

国政選挙における立候補者及び当選者に占める女性割合をみると，衆議院では立候補者に占める女性割合が近年高い伸びを示し，当選者に占める女性割合も着実に増加していたが，直近の平成15年11月の選挙では立候補者及び当選者に占める女性割合がともに低下し，それぞれ12.9%，7.1%となっている（第1-1-1図）。

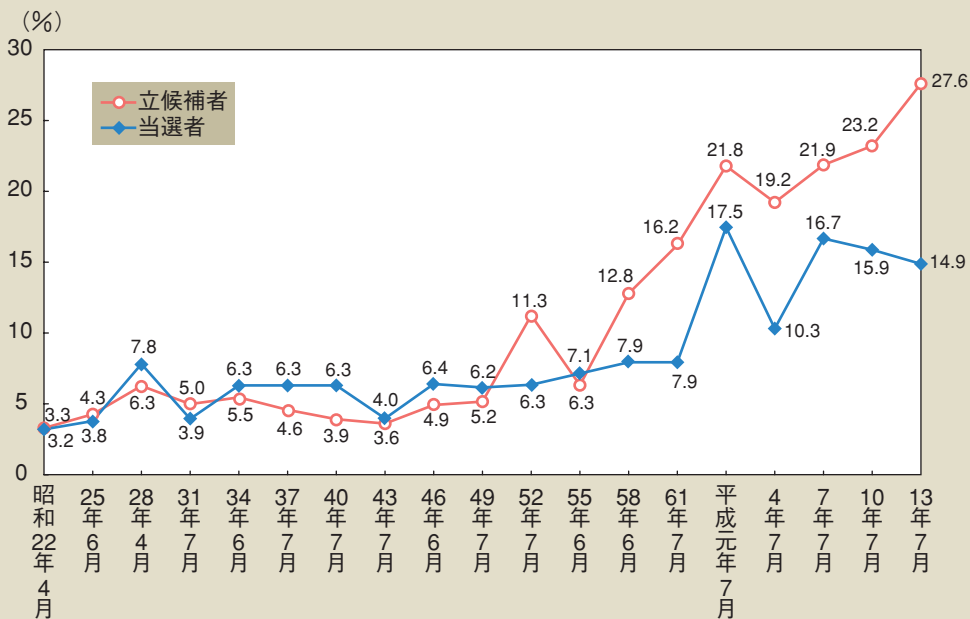
また参議院では，立候補者に占める女性割合は着実に増加し，平成13年7月の選挙では27.6%となっているが，当選者に占める女性割合は近年伸び悩んでおり，13年7月の選挙では14.9%となっている（第1-1-2図）。

第1-1-1図 衆議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省資料より作成。

第1-1-2図 参議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省資料より作成。

(国家公務員採用者に占める女性割合)

国家公務員採用Ⅰ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験の採用者に占める女性割合は、Ⅲ種、Ⅱ種、Ⅰ種の順で高く、いずれの試験も平成7年度ごろまでは増加傾向にあり、その後伸びが停滞したが、

16年度はⅠ種、Ⅱ種で大きく増加した。各試験における16年度女性採用者はⅠ種125名(Ⅰ種全体の19.4%)、Ⅱ種1,180名(Ⅱ種全体の29.4%)、Ⅲ種481名(Ⅲ種全体の35.1%)となっている(第1-1-3図)。

(上位級ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

行政職(一)俸給表適用者に占める女性割合は、昭和60年度からみると増加傾向にあり、平成14年度の在職者について、職務の級別に女性割合をみると、定型的な業務を行う職務である1級においては、女性割合は33.9%と約3分の1を占めているが、職務の級が上がるにつれて女性割合は減少し、本省準課長・課長相当級である9級から11級になると1%台まで低くなっており、上位の級への女性の登用が課題となっている(第1-1-4図)。

(女性職員の採用・登用の拡大に向けての取組)

各府省は、男女共同参画基本計画及び人事院策定の「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」に基づき、2005(平成17)年度までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、全府省が一体となって女性国家公務員の採用・登用の拡大に取り組んでいるところである。

平成15年5月に、人事院が計画を策定した各府

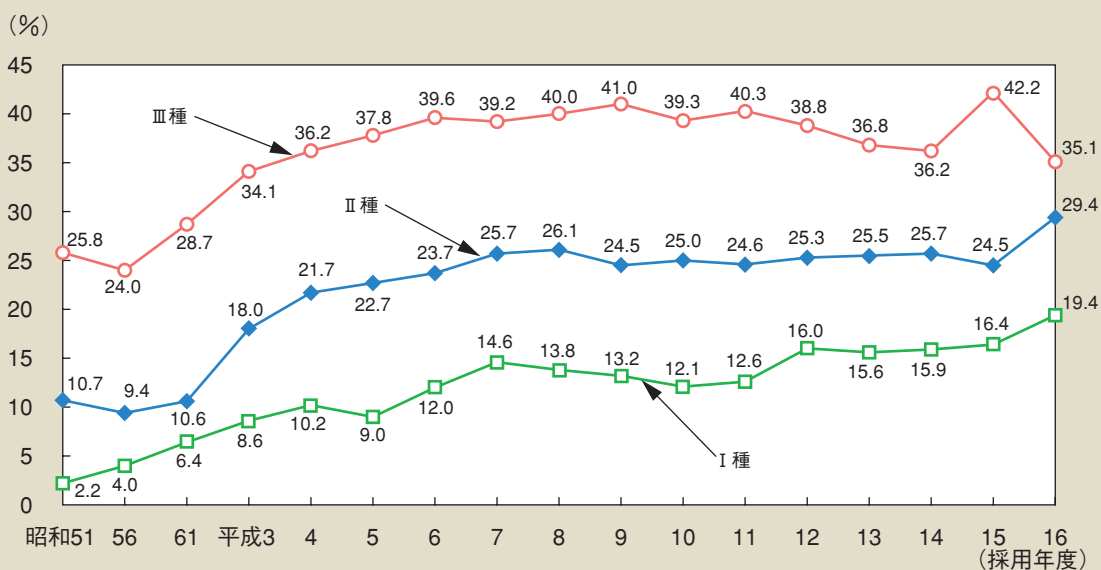
省(28機関)を対象に行った「女性職員の採用・登用拡大計画」の取組状況についての調査によると、女性の採用状況については、採用が増加した府省は、I種、II種、III種各採用区分についてそれぞれ9機関(32.1%)、14機関(50.0%)、13機関(46.4%)となっている。また、各府省では、採用の拡大に向け、女性を対象とした募集活動等に積極的に取り組んでいる。

女性職員の登用状況については、係長級では19機関(67.9%)、課長補佐級では14機関(50.0%)で増加した一方、準課長級以上では5機関(17.9%)にとどまっている。

女性職員の登用の拡大に向けた具体的取組事例については、「幅広い職務経験の付与」と「研修参加機会の確保等」が26機関、次いで「職員の意識改革」と「育児休業取得促進策」が16機関となっている。

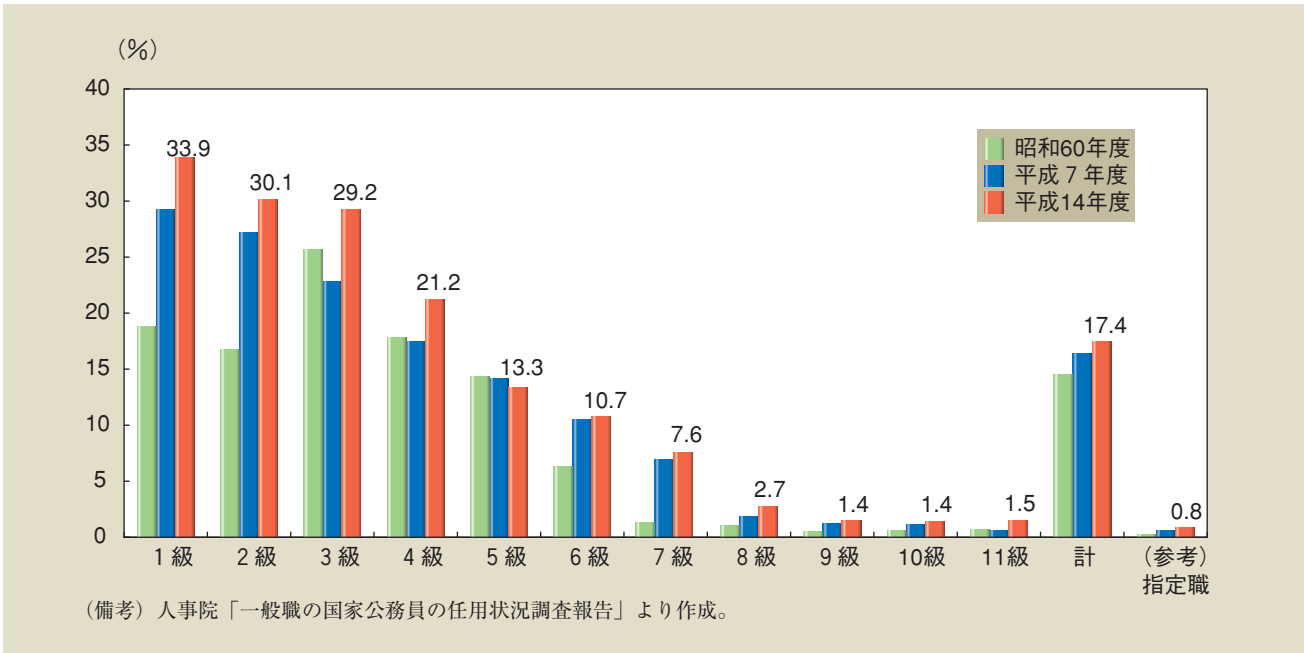
また、女性職員の採用・登用の拡大を推進する上での課題としては、「転勤の問題」(6機関)、「男女共同参画に関する職員の意識改革・啓発」(5機関)、「採用志望者(申込者・合格者)が少ない」(4機関)等が挙げられており、今後これ

第1-1-3図 国家公務員試験採用者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 人事院資料より作成。
 2. II種、III種試験は前年度に実施された試験に基づく採用者に占める女性の割合(ただし、平成16年度については、16年1月31日現在の採用及び内定者数に占める女性の割合)。
 3. I種試験は当該年度の採用者(旧年度合格者等を含む)に占める女性の割合(ただし、平成15年度については16年2月1日現在の採用者数、16年度については同日現在の内定者数に占める女性の割合)。
 4. 昭和56年度までは、I種は上級(甲)、II種は中級、III種は初級試験の数値。

第1-1-4図 職務の級別女性国家公務員の割合（行政職（一））



らの課題への対応が求められる。

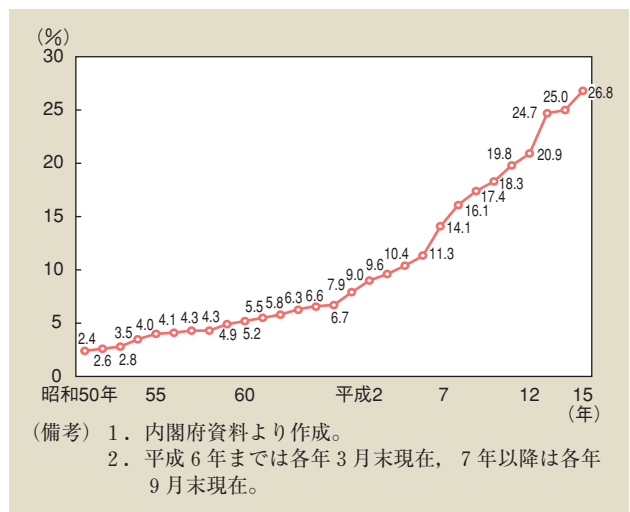
（着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合）

国の審議会等における女性委員の割合については、現在、平成12年8月に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成17年度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指している。

内閣府では、毎年定期的に、国の審議会等における女性委員の参画状況について調査を行っており、平成15年9月末現在の国の審議会等における女性委員の割合は26.8%と前年に比して高い伸びとなっている（第1-1-5図）。

また、委員の種類別にみると、職務指定（審議会等の委員の任命について、法令等により関係行政機関の長等一定の職務にある者を充てることが定められているもの）の委員では4.5%、団体推薦（審議会等の委員の任命について、法令等により関係団体からの推薦を受けた者を充てることとなっているもの）の委員では15.8%、その他の委員では28.5%となっている。

第1-1-5図 国の審議会等における女性委員割合の推移



第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(大都市ほど高い地方議会における女性の割合)

都道府県議会，市議会，町村議会，特別区議会の女性議員の割合をみると，平成15年12月現在で，女性議員の割合が最も高い特別区議会では21.5%，政令指定都市の市議会は16.0%，市議会全体は11.9%，都道府県議会は6.9%，町村議会は5.6%となっており，都市部で高く郡部で低い傾向にある。

(地方公務員採用試験における女性割合)

都道府県及び市区の地方公務員採用試験における受験者及び合格者に占める女性割合は，平成14年度では，都道府県採用試験の受験者で25.2%，合格者で23.4%，市区採用試験の受験者で38.8%，

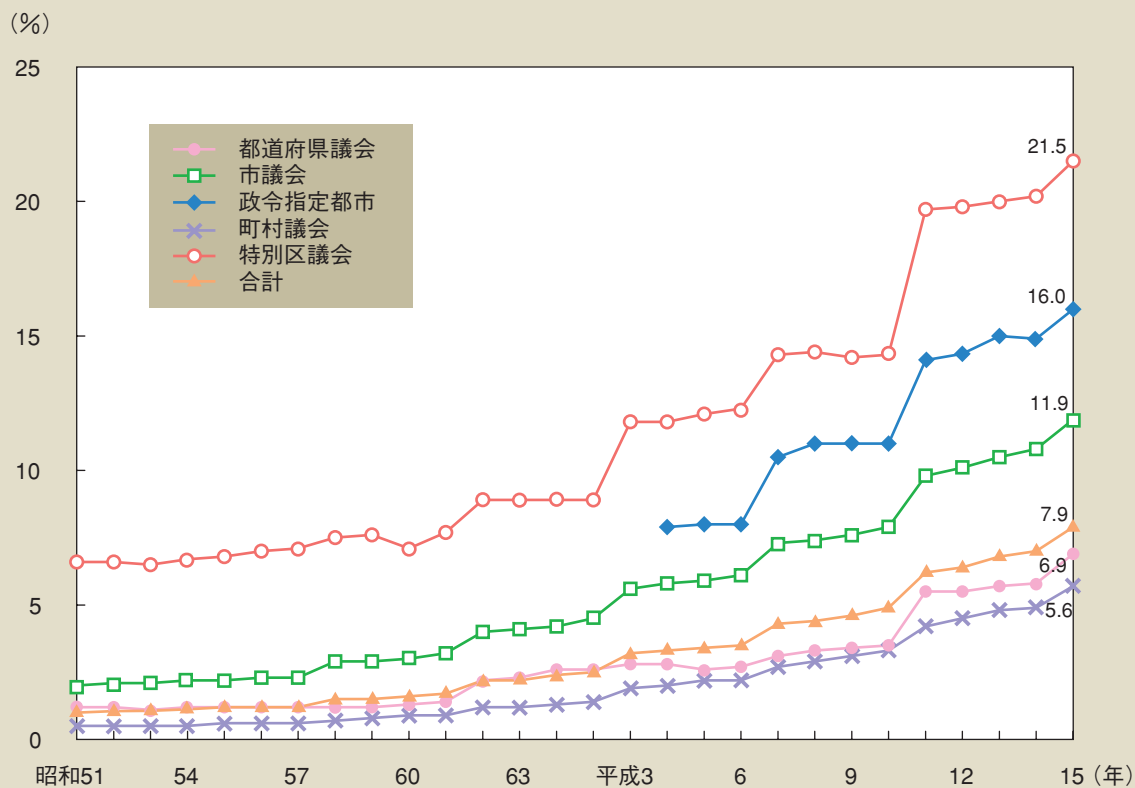
合格者で51.2%となっており，都道府県より市区で高くなっている。合格者に占める女性の割合の推移をみると，都道府県では7年以降減少傾向にあり，市区においては10年に50%を超えた後横ばいとなっている（第1-1-7図）。

(地方公務員管理職に占める女性割合)

地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあり，平成15年では，都道府県で4.8%，政令指定都市で6.3%となっている（第1-1-8図）。

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」（平成15年）によると，女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは都道府県・政令指定都市で13自治体となっており，その他の自治体においても職域拡大等の取組を進めている。

第1-1-6図 地方議会における女性議員割合の推移



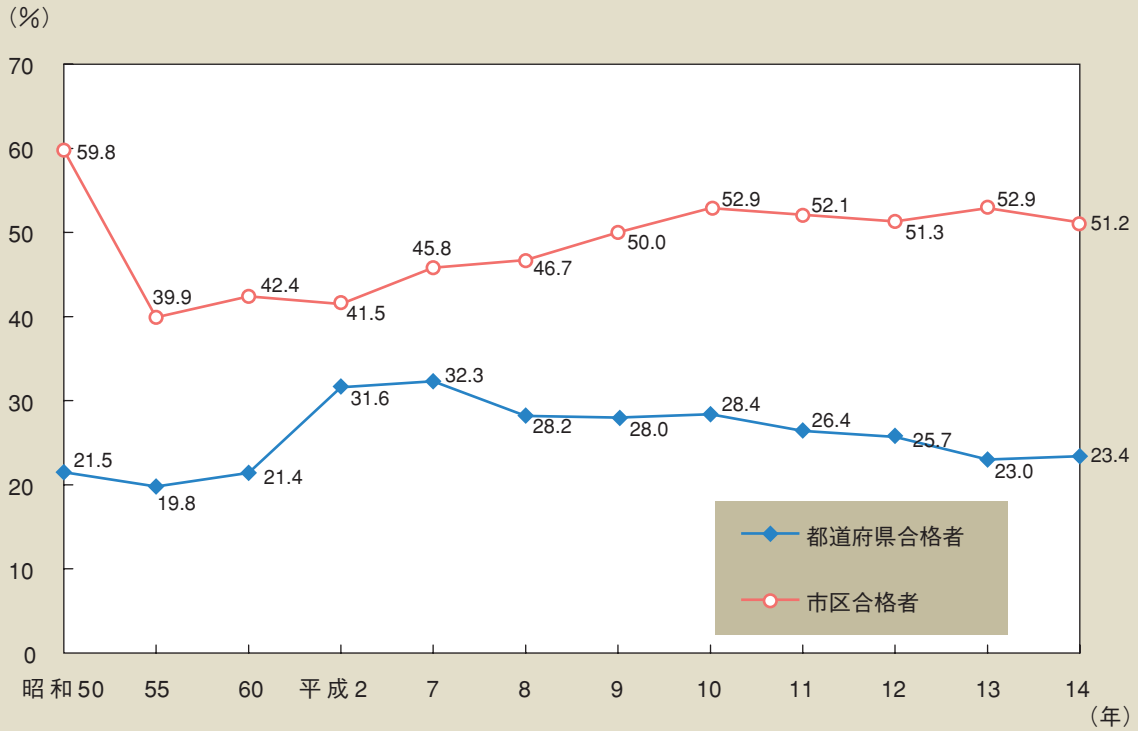
- (備考) 1. 都道府県議会，市議会，町村議会，特別区議会は総務省資料より作成。政令指定都市は全国市議会議長会資料により作成。
 2. 各年12月現在。
 3. 政令指定都市は，札幌市，仙台市，千葉市，横浜市，川崎市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，広島市，北九州市，福岡市，さいたま市（平成15年以降）。

(着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合)

審議会の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて女性の登用に努めていることから、着実に増加しており、平成15年では、目標の対象とされている審議会等

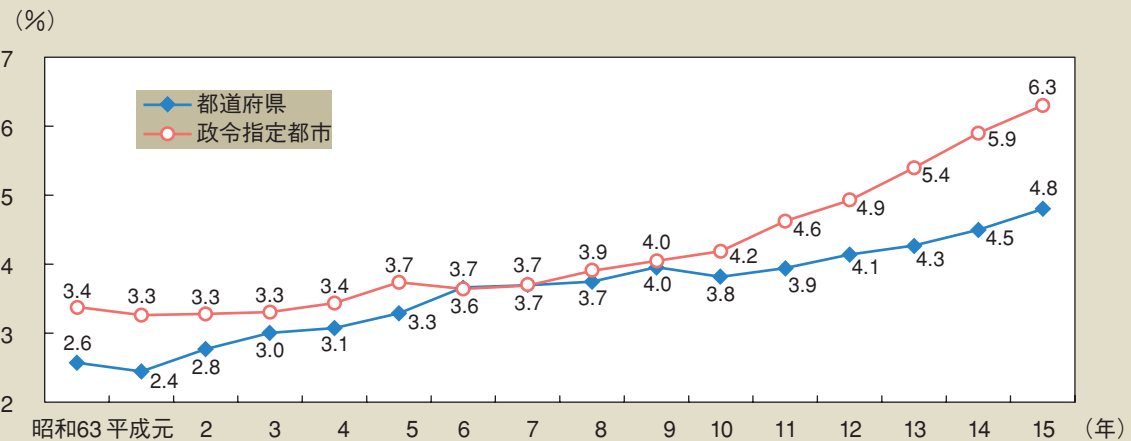
における女性委員割合は、都道府県で26.6%、政令指定都市で25.8%となっている（第1-1-9図）。

第1-1-7図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



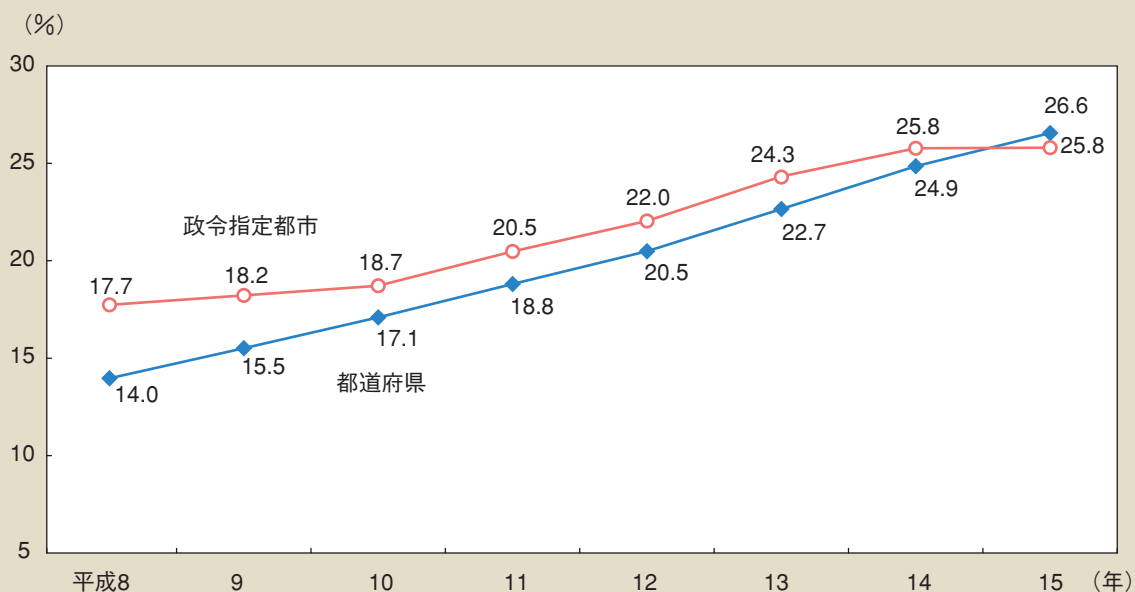
(備考) 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。

第1-1-8図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）。6年からは内閣府資料（各年3月31日現在）より作成。
2. 都道府県によっては警察本部を含めていない。

第1-1-9図 都道府県・政令指定都市の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 1. 内閣府資料より作成。各年3月31日現在。
2. 各都道府県及び各政令指定都市それぞれの女性比率を単純平均。

第3節 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画

(増加する司法分野における女性割合)

裁判官，検察官，弁護士に占める女性割合は，総じて増加している。

司法試験合格者に占める女性割合も，年によって増減があるものの，昭和51年度の8.4%から平成15年度には23.5%へと大きく増加しており，今後の司法分野での女性割合の増加が期待される(第1-1-10図)。

(農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画が進む)

農林水産業に従事する女性は，それぞれの産業の重要な担い手であるとともに，地域社会の維持・活性化に大きく貢献している。

地域における政策・方針決定過程への女性の参画の状況を見ると，農地の利用関係の調整等の業務を行う農業委員会については，全体からみればまだ低い水準にあるものの，平成14年に女性農業委員数が2,000名を超え，着実な増加がみられる。

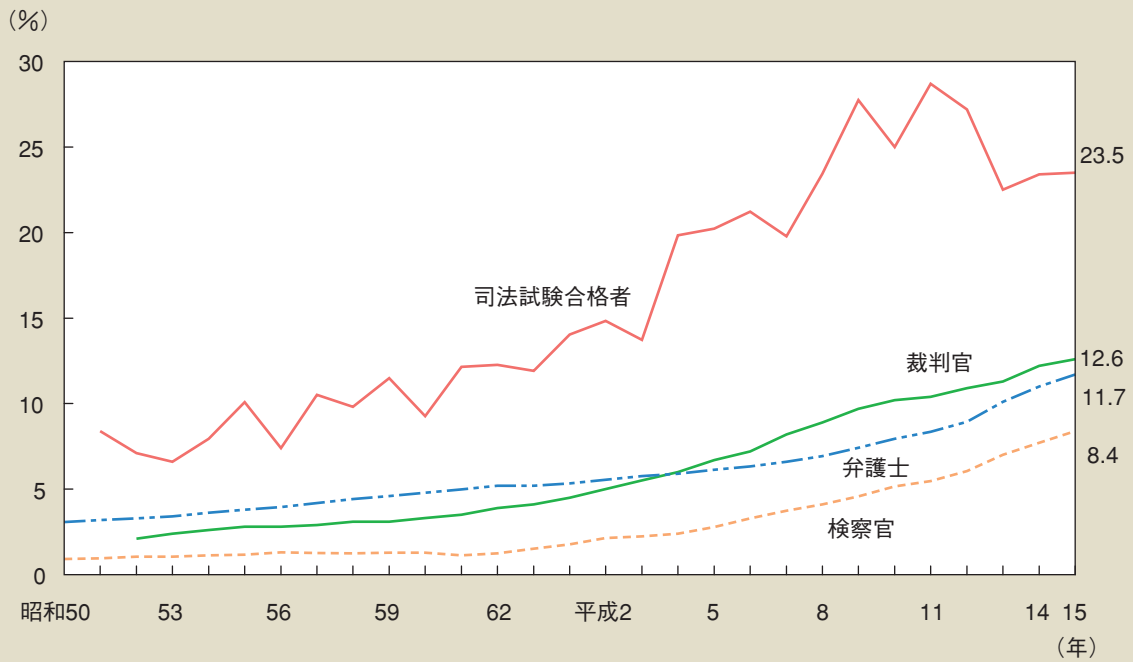
また，農業協同組合の正組合員・役員については，伸び率は低い水準にあるものの，近年増加傾向にある。沿海地区出資漁業協同組合においては，近年はその伸びが停滞している状況にある(第1-1-11図)。

(人間開発に関する指標)

2003(平成15)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると，我が国は人間開発指数(HDI)が測定可能な175か国中9位，ジェンダー開発指数(GDI)が測定可能な144か国中13位であるのに対し，ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)が測定可能な70か国中44位と，GEMの順位はHDI，GDIの順位に比して大きく落ち込んでいる。前年と比べてもGEMは，32位から44位へと大きく後退しており，日本は，人間開発の達成度では実績を上げているが，女性が政治経済活動に参画する機会が不十分であることが分かる。

GEMの上位5か国は，アイスランド，ノルウェー，スウェーデン，デンマーク，フィンランドであるが，これらの国では，HDI及びGEMの順位がともに高くなっている(第1-1-12表)。

第1-1-10図 司法分野における女性割合の推移



(備考) 1. 弁護士については、日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 2. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

第1-1-11表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

(単位：人、%)

年 度	昭和60年	平成2年	7年	12年	13年	14年
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	58,801	58,483
うち女性	40	93	203	1,081	1,318	2,197
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	2.24	3.76
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	5,202,171	5,149,940
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	769,748	783,806
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	14.80	15.22
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	29,154	26,076
うち女性	39	70	102	187	213	266
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	0.73	1.02
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	267,381	
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,289	
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	5.72	
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	17,381	
うち女性	13	22	29	43	47	
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.27	

(備考) 1. 農林水産省資料より作成。
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。
 3. 農業委員については、各年8月1日現在、ただし、平成2年以降は10月1日現在。
 4. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。
 5. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。
 6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。
 7. 農業委員の平成14年の数値は全国農業会議所調べの速報値。

第1-1-12表 HDI, GDI, GEMの上位50か国

(1) HDI (人間開発指数)			(2) GDI (ジェンダー開発指数)			(3) GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.944	1	ノルウェー	0.941	1	アイスランド	0.847
2	アイスランド	0.942	2	アイスランド	0.940	2	ノルウェー	0.837
3	スウェーデン	0.941	3	スウェーデン	0.940	3	スウェーデン	0.831
4	オーストリア	0.939	4	オーストラリア	0.938	4	デンマーク	0.825
5	オランダ	0.938	5	米国	0.935	5	フィンランド	0.801
6	ベルギー	0.937	6	カナダ	0.934	6	オランダ	0.794
7	米国	0.937	7	オランダ	0.934	7	オーストリア	0.782
8	カナダ	0.937	8	ベルギー	0.931	8	ドイツ	0.776
9	日本	0.932	9	デンマーク	0.928	9	カナダ	0.771
10	スイス	0.932	10	フィンランド	0.928	10	米国	0.760
11	デンマーク	0.930	9	英国	0.928	11	オーストラリア	0.754
12	アイルランド	0.930	12	スイス	0.927	12	ニュージーランド	0.750
13	英国	0.930	13	日本	0.926	13	スイス	0.720
14	フィンランド	0.930	14	オーストリア	0.924	14	スペイン	0.709
15	ルクセンブルグ	0.930	15	ドイツ	0.924	15	ベルギー	0.695
16	オーストリア	0.929	16	アイルランド	0.923	16	アイルランド	0.683
17	フランス	0.925	17	フランス	0.923	17	英国	0.675
18	ドイツ	0.921	18	ルクセンブルグ	0.920	18	バハマ	0.671
19	スペイン	0.918	19	ニュージーランド	0.914	19	コスタリカ	0.670
20	ニュージーランド	0.917	20	スペイン	0.912	20	バルバドス	0.659
21	イタリア	0.916	21	イタリア	0.910	21	ポルトガル	0.647
22	イスラエル	0.905	22	イスラエル	0.900	22	トリニダード・トバゴ	0.642
23	ポルトガル	0.896	23	ポルトガル	0.892	23	イスラエル	0.612
24	ギリシャ	0.892	24	ギリシャ	0.886	24	スロバキア	0.598
25	キプロス	0.891	25	キプロス	0.886	25	ポーランド	0.594
26	香港(中国)	0.889	26	香港(中国)	0.886	26	シンガポール	0.594
27	バルバドス	0.888	27	バルバドス	0.885	27	スロベニア	0.582
28	シンガポール	0.884	28	シンガポール	0.880	28	チェコ	0.579
29	スロベニア	0.881	29	スロベニア	0.879	29	ナミビア	0.578
30	韓国	0.879	30	韓国	0.873	30	ラトビア	0.576
31	ブルネイ	0.872	31	ブルネイ	0.867	31	ボツワナ	0.564
32	チェコ	0.861	32	チェコ	0.857	32	イタリア	0.561
33	マルタ	0.856	33	マルタ	0.844	33	エストニア	0.560
34	アルゼンチン	0.849	34	アルゼンチン	0.839	34	キプロス	0.542
35	ポーランド	0.841	35	ポーランド	0.839	35	フィリピン	0.539
36	セイシェル	0.840	36	ハンガリー	0.834	36	クロアチア	0.534
37	バーレーン	0.839	37	スロバキア	0.834	37	ドミニカ共和国	0.529
38	ハンガリー	0.837	38	エストニア	0.831	38	ボリビア	0.522
39	スロバキア	0.836	39	ウルグアイ	0.830	39	ペルー	0.521
40	ウルグアイ	0.834	40	バーレーン	0.829	40	ギリシャ	0.519
41	エストニア	0.833	41	コスタリカ	0.824	41	ハンガリー	0.518
42	コスタリカ	0.832	42	リトアニア	0.823	42	メキシコ	0.516
43	チリ	0.831	43	チリ	0.821	43	ウルグアイ	0.516
44	カタール	0.826	44	クロアチア	0.814	44	日本	0.515
45	リトアニア	0.824	45	クウェート	0.813	45	マレーシア	0.503
46	クウェート	0.820	46	バハマ	0.811	46	コロンビア	0.501
47	クロアチア	0.818	47	ラトビア	0.810	47	ベリーズ	0.501
48	アラブ首長国連邦	0.816	48	ベラルーシ	0.803	48	リトアニア	0.499
49	バハマ	0.812	49	アラブ首長国連邦	0.802	49	エクアドル	0.489
50	ラトビア	0.811	50	トリニダード・トバゴ	0.796	50	パナマ	0.471

(備考) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書」(2003年)より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは175か国、GDIは144か国、GEMは70か国。

Column

GEMの順位低下とその理由

2003年の国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」では、日本のGEM値は2002年の0.527（2000年のデータによる計算値）から0.515（2001年のデータによる計算値）に低下し、順位は32位から44位となったが、GEM値の変動には様々な要因が働いており、順位の高低をみる際にも注意を要する。まず、GEMの算定方法をみた上で、今回日本の順位が低下した理由について考えてみる。

■ GEMの算定方法

GEMは政治における参加と意思決定力、経済活動における参加と意思決定力、経済資源に対する力の3分野における女性への機会に焦点を当てたものであり、それぞれ①男女の国会議員に占める比率、②男女の管理職に占める比率と専門職・技術職に占める比率、③男女の推定勤労所得（PPP US\$）が構成要素として用いられている。これらの各指標について、次の式により人口で加重した平均値が等分布等価比率（EDEP）として求められる。

$$EDEP = \{ \text{女性の人口比率（女性の指標}^{-1} \text{）} + \text{男性の人口比率（男性の指標}^{-1} \text{）} \}^{-1}$$

また、①の政治と②の経済のEDEPは、50で割ることによって指数化され（男女の比率が同等となる50%を理想値としている。）、③の所得については、次の式により、男女それぞれの所得指数を求めた上でEDEPが算定されている。

$$\text{所得指数} = (\text{1人当たりGDP} - 100) \div (40,000 - 100)$$

最後に、こうして求められる3つの指数化されたEDEPを単純平均してGEMが算出される（付注参照）。

■ 日本の順位低下の理由

もし、日本のGEM値が前年と同じ0.527ならば、他国のGEM値の向上により順位は38位となり、44位への順位低下にはGEM値そのものの低下も反映している。

そこで日本のGEM値低下の要因を構成要素別にみると（「人間開発報告書」では要素別のEDEPの数値、計算の途中経過、小数点以下の有効数字等の詳細は公表しておらず数値は試算値である）、国会議員の女性比率に変化はなく、管理職の女性比率は減少したが、専門職・技術職の女性比率は増加し、全体として経済参加に関するEDEPの減少はわずかなものとなっている。つまり、推定勤労所得の水準の低下を受けた所得に関するEDEPの減少が、日本のGEM値が低下した大きな要因

第1-1-13表 GEMの試算

	2002年		2003年	
	男性	女性	男性	女性
国会議員比率 (%)	90.0	10.0	90.0	10.0
EDEP指数		0.3556		0.3556
管理職比率 (%)	90.8	9.2	91.1	8.9
専門・技術職比率 (%)	55.5	44.5	55.0	45.0
EDEP指数		0.6577		0.6538
賃金格差 (男性=100)	100	65.5	100	65.3
就業者比率 (%)	59.3	40.7	59.1	40.9
推定勤労所得 (PPP:US\$)	37345	16601	35061	15617
EDEP指数		0.5688		0.5346
GEM値		0.527		0.515

（備考）2002年は2000年のデータ、2003年は2001年のデータによる。

となっている（第1-1-13表）。そこで、推定勤労所得が低下した理由を検討してみる。

推定勤労所得は、女性の賃金比率はGDPにおける女性の分け前と同じであるという仮定の下で算出されており、非農業における男性の賃金に対する女性の賃金の割合と経済活動人口の男女比率から求められる女性賃金比率と、全体の1人当たりGDPを用いて推計される。2001年は女性の賃金比率はほとんど変化しなかったため、推定勤労所得の男女比の変化はわずかなものの、男女ともに円安によりドル換算の水準は大きく低下し、日本のGEM値を低下させることになった。

このように、GEM値は、女性の国会議員比率など、代表的な女性の各分野に関する参加を示す指標以外の要素の変動の影響も受けるものであることに留意しなければならない。

なお、日本の1人当たりGDPは、GEM上位国とほぼ同じレベルにあり、所得面からはGEM値を大きく引き上げる方向に寄与しているにもかかわらず、GEM値が低いのは、女性の国会議員比率、管理職比率及び男性の賃金に比した女性の賃金がGEM上位国と比較すると極めて低い水準にあるからである。

(注)

●HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出している。

●GDI ジェンダー開発指数 (Gender-Related Development Index)

HDIと同じ側面の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。

HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差が不利になるようなペナルティーを科すことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置づけることができる。

●GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは、能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出している。

なお、UNDPによると、1999年報告書よりデータの算出方法が変更になり、1998年以前の報告書に掲載されている値との比較はできなくなっている。

第2章

就業分野における男女共同参画

本章のポイント

第1節 就業者をめぐる状況

- 雇用の非正規化は引き続き進展，特に派遣労働者が急増。
- 女性の新規学卒就職者の学歴は大卒が最も多く，平成15年では44.0%。

第2節 雇用の分野における女性

- 女性雇用者の勤続年数の長期化傾向は続くが，管理職に占める女性割合はほぼ横ばい。
- 給与所得は男女で大きな差。所定内給与の男女差は長期的には縮小傾向，パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差は平成15年にはやや縮小。

第3節 雇用環境の変化

- 賃金は3年連続減少，所定外労働時間は増加。
- 共働き世帯は増加する一方，片働き世帯は減少。

第1節

就業者をめぐる状況

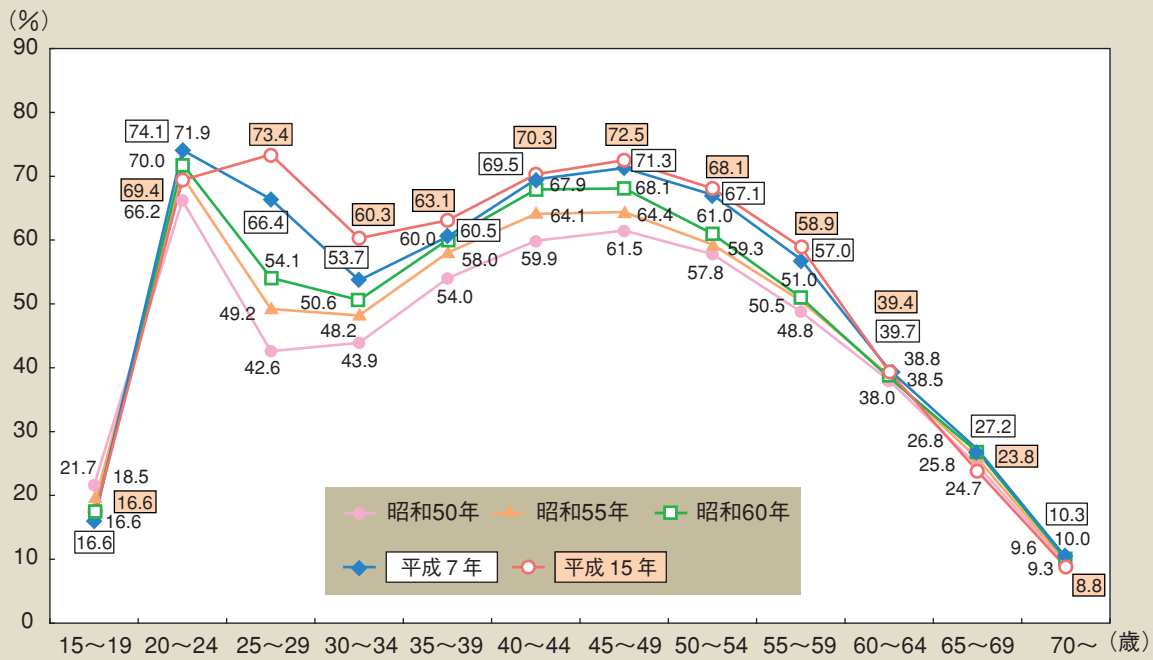
(労働力率は男女とも低下)

平成15年における労働力人口は6,666万人となり，女性が2,732万人（前年比1万人減），男性が3,934万人（前年比22万人減）となった。労働力人口に女性が占める割合は41.0%で，昭和63年以来40%超となっている。労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は60.8%となり，女性は48.3%で前年比0.2ポイントの低下，男性は74.1%で前年比0.6ポイントの低下となった。女性の労働力率は，15～24歳及び65歳以上を除く年齢階級ですべて上昇しており，男性の労働力率が25～34歳及び35～44歳でも減少しているのと対照的である。また，15歳～24歳の若年層，65歳以上の高齢層では，男女ともに労働力率は低下している。

(女性の晩婚・晩産化，少子化を示すM字カーブの変化)

女性の年齢階級別労働力率について，昭和50年からほぼ10年ごとの変化をみると，現在も依然としてM字カーブを描いているものの，ほとんどの年齢層で労働力率は高くなってきている。M字のボトムの形状の変化に注目すると，昭和50年代は25～29歳及び30～34歳の2つの年齢階級でボトムを作っていたが，25～29歳の労働力率が次第に上がり，平成7年には，ボトムは30～34歳のみになり，ボトムを形成する期間が短くなった。また，30～34歳においても，7年から15年の8年間で労働力率は6.6ポイントも上昇し，M字カーブの底は大きく上がり，台形に近づいてきている。この変化は，女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇や，少子化による子育て期間の短期化などによるものと考えられる（第1-2-1図）。

第1-2-1図 女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。

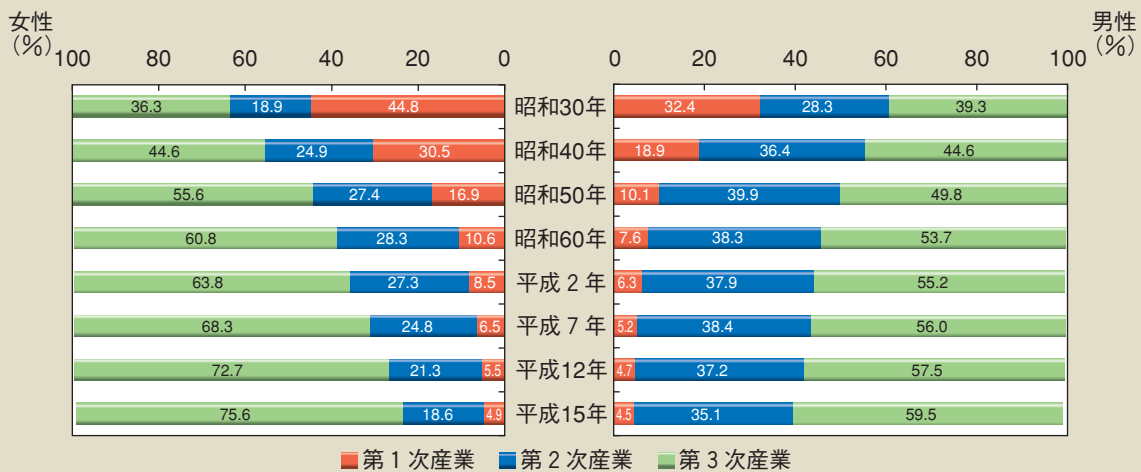
(女性の約8割が第3次産業従事者)

産業別に就業者割合をみると、男女ともに第1次産業はほぼ一貫して低下する一方、第3次産業の割合が高まってきている。女性で特にその傾向が顕著であり、第1次産業、第2次産業の割合はほぼ一貫して低下し、平成15年には約8割が第3

次産業の就業者となっている。これに対し男性は、女性に比して第1次産業、第2次産業とも低下が緩やかであり、15年においてもその就業者は4割程度を占めている (第1-2-2図)。

職業別の就業者割合についてみると、男女とも農林漁業作業者の割合が大きく減少してきたこと

第1-2-2図 産業別就業者構成比の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
2. 分類不明の職業を除いているため、100%にならない場合がある。

が目立っている。製造・制作・機械運転及び建設作業者の割合は、女性はほぼ一貫して低下しており、男性は近年低下傾向にあるものの、現在でも最も割合が高くなっている。男女とも専門・技術職、事務従事者、保安・サービスの割合は増加傾向にあり、特に女性において顕著であって、平成15年にはこれら3つの職業で6割を超えている（第1-2-3図）。

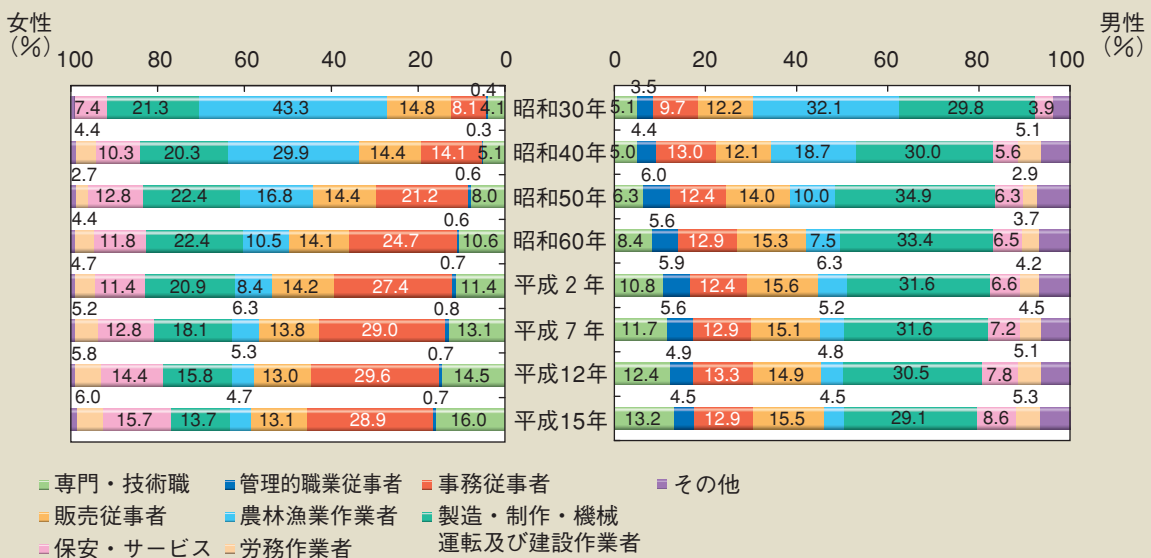
（就業者に占める雇用の割合は上昇傾向が続く）

就業者の従業上の地位別の構成割合の推移をみると、雇員割合が上昇し続け、自営業者及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成15年には、女性の雇員割合は83.8%、男性は84.9%となっており、雇員に占める女性の割合は、40.8%となっている（第1-2-4図）。

（進む雇用の非正規化と急増する派遣労働者）

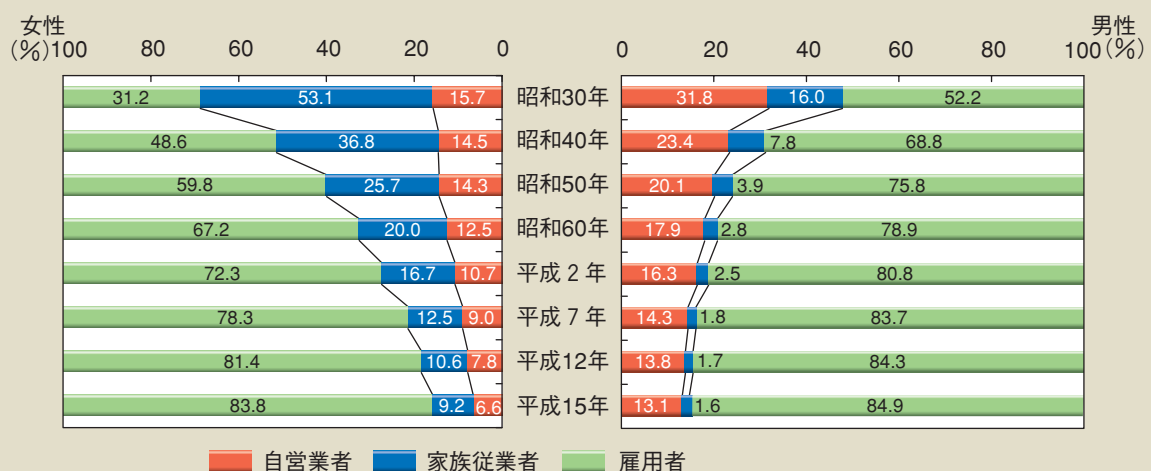
雇員の雇用形態別構成の推移をみると、女性

第1-2-3図 職業別就業者構成比の推移



（備考）総務省「労働力調査」より作成。

第1-2-4図 従業上の地位別就業者構成比の推移



（備考）総務省「労働力調査」より作成。

については、正規の職員・従業員の割合は、昭和60年は68.1%であったが、平成14年には50.9%にまで低下している。男性についても、昭和60年は92.8%であったが、平成14年には85.1%に低下している。これに対し、パート・アルバイトなどの非正規労働者の割合は上昇している。特に女性は、昭和60年の31.9%から平成14年には49.2%にまで上昇しており、女性労働者の非正規化が急速に進んでいる（第1-2-5図）。

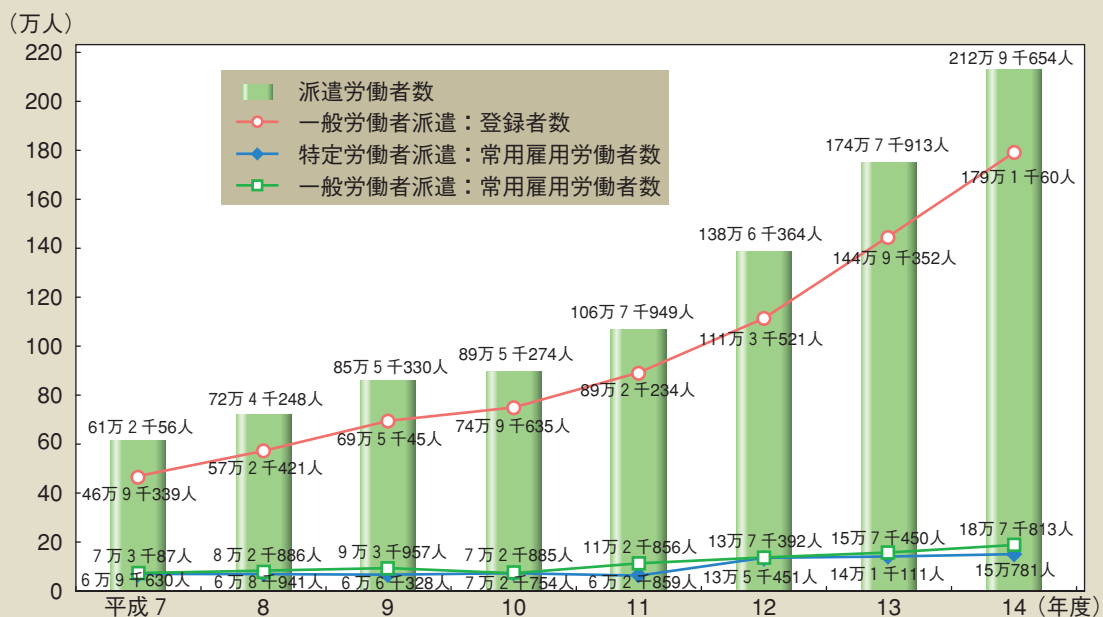
また、近年、パート・アルバイトという形態の非正規雇用のほかに、派遣労働者の数も急増している。厚生労働省「労働者派遣事業報告書」（平成14年度）によると、年間の派遣労働者数は延べ213万人で前年より21.8%増と大幅に増加し、最近5年間では、約2.5倍に増加している。登録者数も約179万人で前年比23.6%増と大幅な増加を続けている（第1-2-6図）。

第1-2-5図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移



（備考）昭和60年から平成13年は、総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年は「労働力調査年報（詳細結果）」より作成。

第1-2-6図 労働者派遣された派遣労働者数等の推移



（備考）厚生労働省「労働者派遣事業報告書」（平成14年度）より作成。

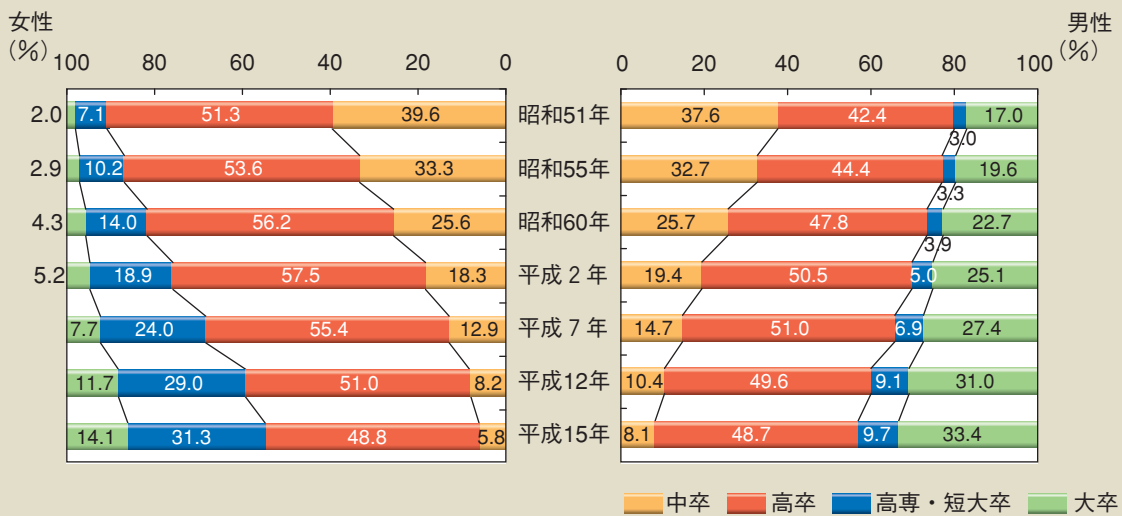
(雇用者の高学歴化の進展)

雇用者の学歴構成については、高卒、中卒は低下傾向にあり、大卒、高専・短大卒の割合は上昇傾向が続いている。男女別にみると、女性の大卒割合は上昇しているものの、高専・短大卒の割合の方が高く、男性は大卒の割合の方が高い(第

1-2-7図)。

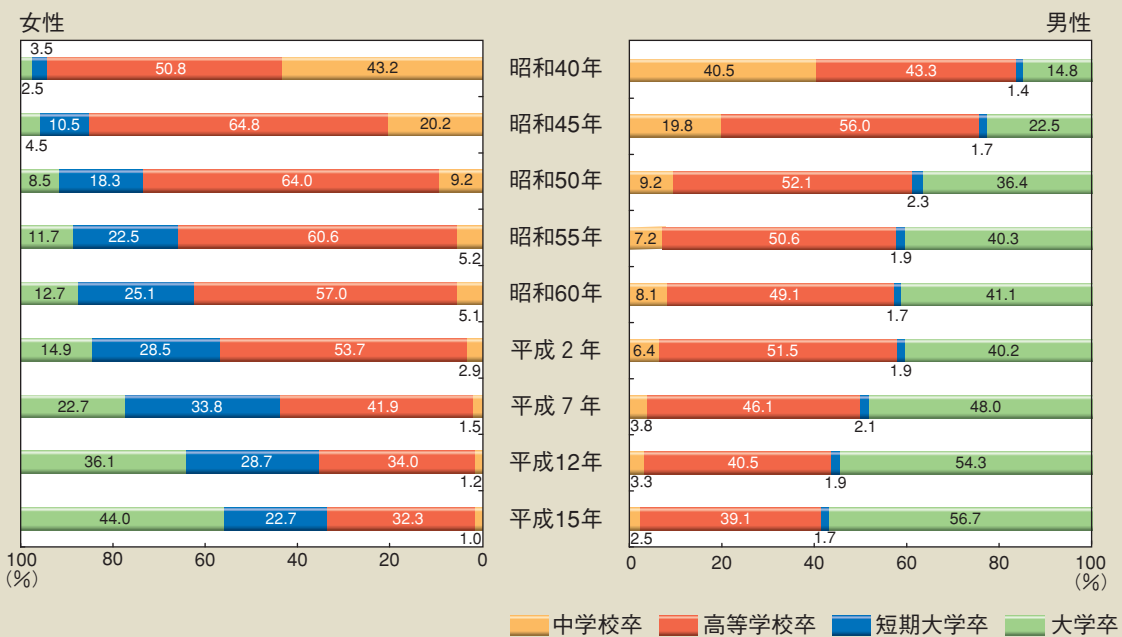
しかし、新規学卒就職者を学歴別にみると、平成12年に女性の新規学卒就職者の学歴は大卒が最も多くなり、15年には44.0%に達している(第1-2-8図)。

第1-2-7図 学歴別一般労働者の構成割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-2-8図 学歴別新規学卒就職者数の構成比の推移



(備考) 文部科学省「学校基本調査」より作成。

第2節 雇用の分野における女性

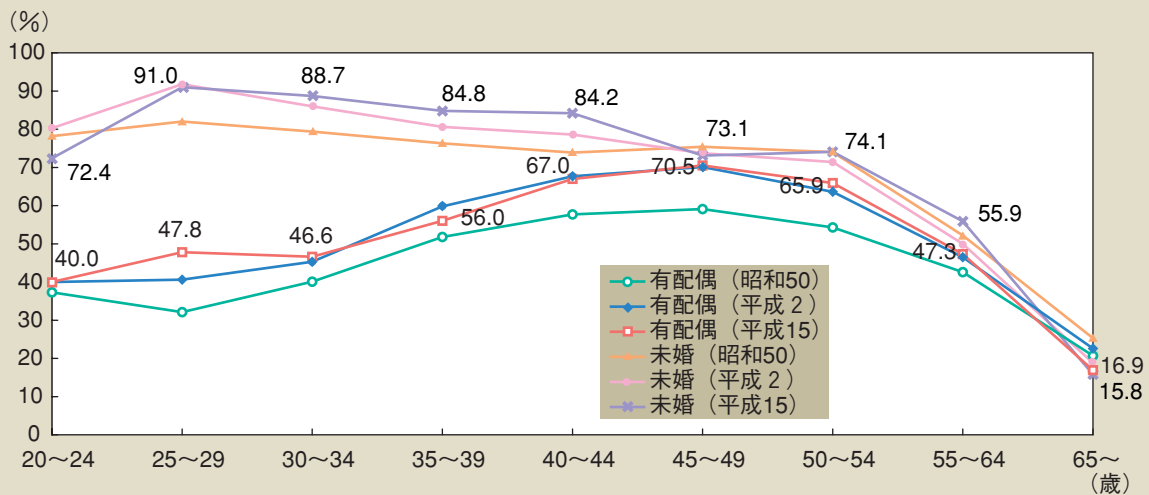
(有配偶者で低い女性の労働力率)

女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者に分けてみると、未婚者は20歳代後半をピークに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は、昭和50年、平成2年、15年とも変わらない。時系列でみた場合、有配偶女性の20歳代後半の労働力率の上昇幅は大きいですが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、15年の30歳代後半の労働力率は、むしろ2

年より低下している。これは、子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる（第1-2-9図）。

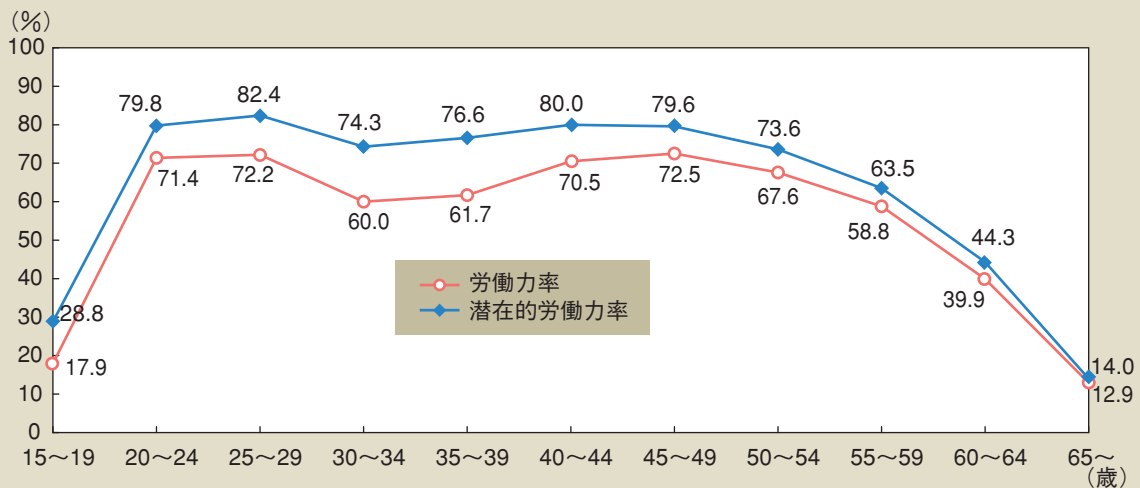
一方、非労働力化している女性のうち就業を希望するものは、労働力率の低い30歳代に多く、就業希望者に労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率をみると、M字のくぼみはほとんどなくなり、台形に近くなる。これは、子育て期に就業を希望しても、現実には就業が困難である状況を反映しているものと考えられる（第1-2-10図）。

第1-2-9図 配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。

第1-2-10図 女性の年齢階級別潜在的労働力率



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細結果)」(平成14年平均)より作成。

2. 潜在的労働力率 = $\frac{\text{労働力人口} + \text{非労働力人口のうち就業希望者}}{\text{年齢階級別人口}} \times 100$

(女性の勤続年数の長期化傾向は続く)

厚生労働省「賃金構造基本調査」(平成15年)によると、平成15年の雇用者の平均年齢は、女性38.1歳(昭和60年は35.4歳)、男性41.2歳(同38.6歳)であり、平均勤続年数は女性9.0年(同6.8年)、男性13.5年(同11.9年)であった。勤続年数階級別構成比をみると、男女とも、10年以上の勤続者割合の上昇傾向が続いている(第1-2-11図)。

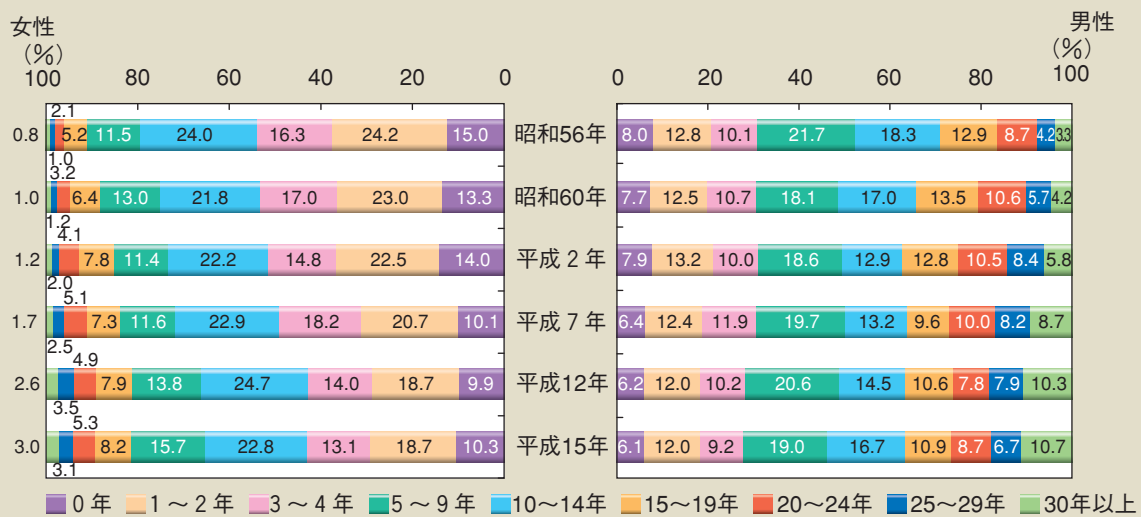
(管理職に占める女性の割合はほぼ横ばい)

女性の勤続年数は徐々に長期化しているが、総

務省「労働力調査」(平成15年)によると、管理職に占める女性の割合は、平成15年は9.7%(前年9.6%)でほぼ横ばいであった。

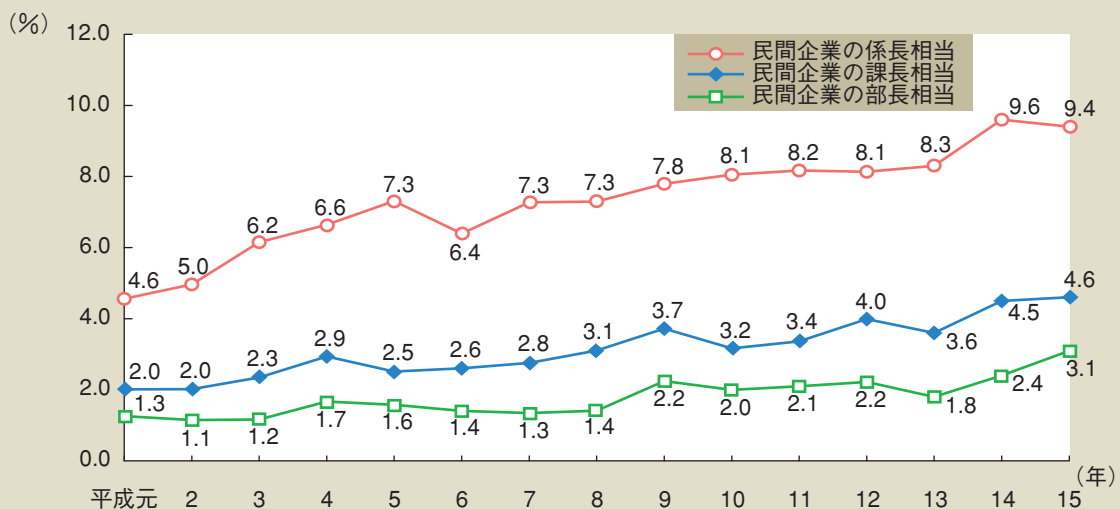
女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が最も高いが、平成15年は9.4%と前年に比べ低下している。また、役職が上がるにつれて女性の割合は低下し、課長相当職は4.6%、部長相当職では3.1%と極めて低くなっている(第1-2-12図)。

第1-2-11図 勤続年数階級別雇用者構成割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-2-12図 役職別管理職に占める女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(女性の6割以上が300万円以下の所得者)

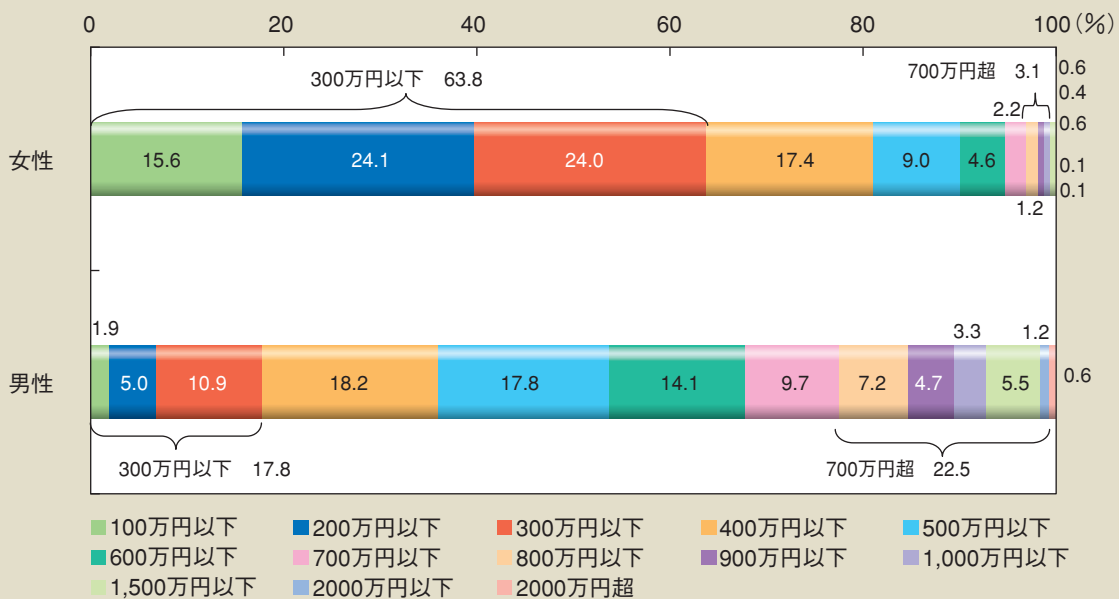
男女の給与所得には大きな差がある。1年間を通じて勤務した給与所得者を給与階級別にみると、女性では300万円以下の者が63.8%であるのに対し、男性では17.8%となっている。逆に700万円超の者は、女性では3.1%であるのに対し、男性では22.5%となっている(第1-2-13図)。

このような状況の背景としては、正規雇用者についても男女間で賃金に格差があることに加え、正社員に比べて賃金水準が低いパートタイム労働に女性が多く就いていること、パートタイム等の女性では収入が一定範囲を超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。

(賃金格差は、一般男女労働者間は長期的には縮小傾向、パートタイム労働者と一般労働者間は平成15年にはやや縮小)

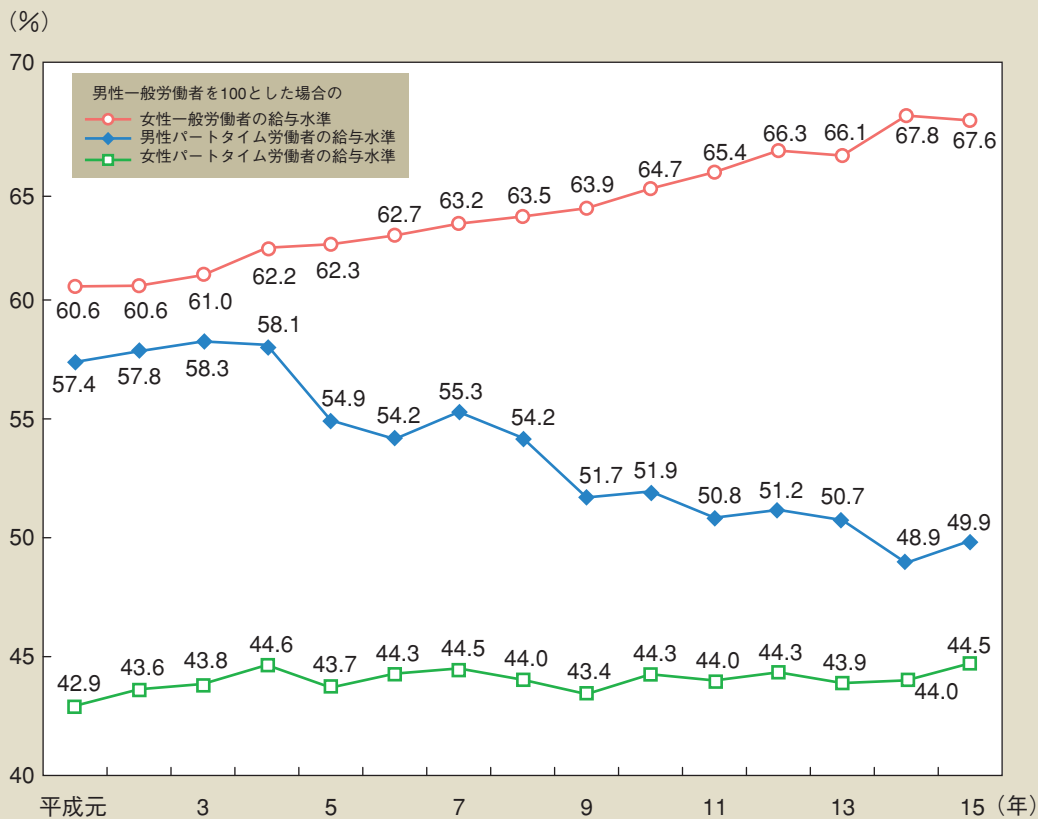
女性一般労働者と男性一般労働者の平均所定内給与額の差は年々縮小する傾向にあるが、平成15年には男性一般労働者に対する女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額の割合は67.6%と、前年の67.8%から0.2ポイント拡大した。一方、男性パートタイム労働者と男性一般労働者の差をみると、15年の男性パートタイム労働者の1時間当たり平均所定内給与額は男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額の49.9%と、前年に比べ1.0ポイント縮小した。女性パートタイム労働者の1時間当たり平均所定内給与額については、男性一般労働者の43~44%台でほぼ横ばいで推移しており、平成15年は、44.5%と前年に比べ0.5ポイント格差が縮小した(第1-2-14図)。

第1-2-13図 給与階級別給与所得者の構成割合



(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成14年度)より作成。

第1-2-14図 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者=100）



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水
準を算出したものである。

第3節 雇用環境の変化

(厳しい状況が続く雇用情勢)

平成15年の企業の倒産件数は1万6,624件で、前年比14.6%減と大幅に減少したが、倒産企業のうち77.3%は不況型倒産（不況要因による倒産）であった（株帝国データバンク調べ）。

このような中、平成15年の完全失業率は、男性は5.5%と、過去最高であった前年と同水準、女性は4.9%と前年より0.2ポイント低下し、13年ぶりの低下となったものの、依然高い水準にある。

(賃金は3年連続減少、所定外労働時間は増加)

厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成15年）によると、平成15年の平均月間現金給与総額は341,898円で、前年比0.8%減となり、13年以降3年連続の減少となった。

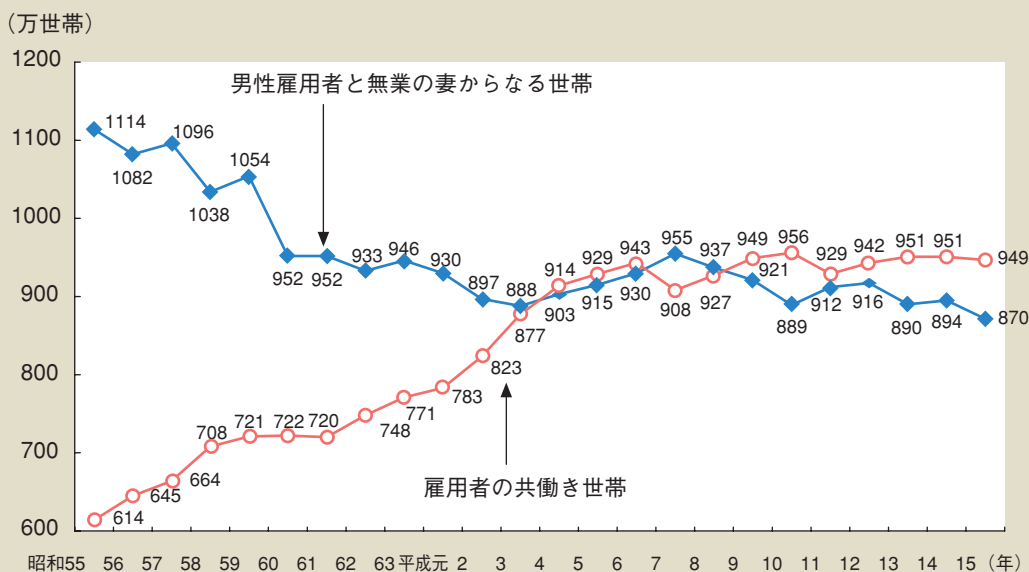
労働時間については、平均月間所定内労働時間は前年比0.4%減であったが、所定外労働時間は前年比4.8%の増加となった。

(共働き世帯は増加)

昭和55年以降、夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯を上回っている。一方、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は減少傾向にあり、15年は昭和55年以降で最低の870万世帯となった（第1-2-15図）。

「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成14年7月）で有配偶女性の働いている理由についてみると、「家計の足しにするため」（42.7%）が最も多く、次いで「生計を維持するため」（39.7%）が多くなっており、賃金が伸び悩む中、共働きにより家計を支えている状況がうかがえる。

第1-2-15図 共働き等世帯数の推移



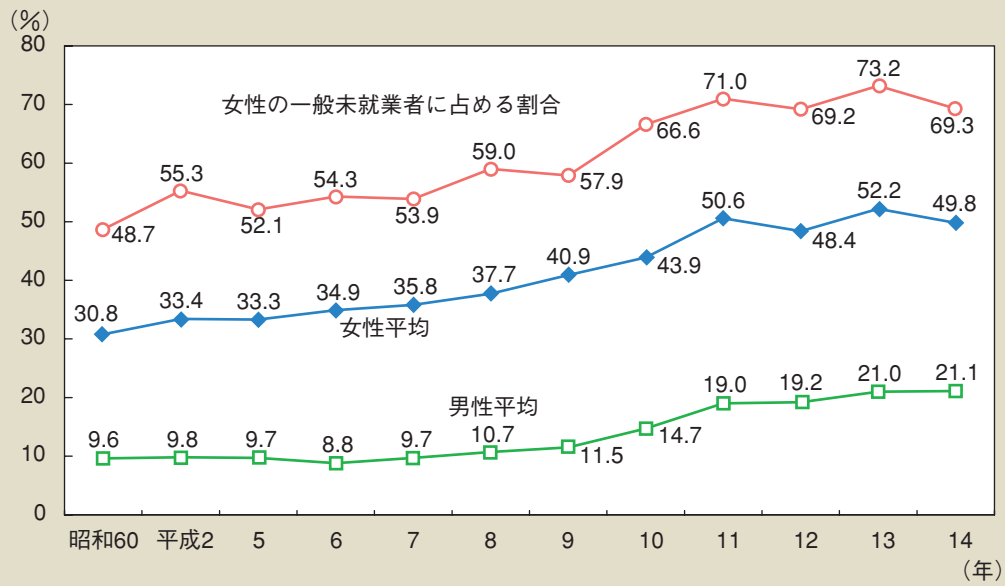
- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月), 14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは, 夫が非農林業雇用者で, 妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは, 夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

(未就業女性の7割がパートタイムで入職, 新規学卒入職女性も2割がパートタイム)

育児期等に就業を中断した女性が再就職する場合, パートタイム労働者として入職することが多くなっている。女性の一般未就業者(当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者をいい, 学卒未就業者を除いた者)からの入職者に占めるパートタイム入職者の割合は, 平成10年に大きく増加して以降, 約7割で推移している(第1-2-16図)。

また, 新規学卒者の女性も, 2割強がパートタイム労働者として就職しており, 雇用の非正規化は, 新規学卒者にも広がっている(前掲第1-序-34図)。

第1-2-16図 入職者に占めるパートタイム労働者の割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「雇用動向調査」より作成。

2. 女性の一般未就業者に占める割合 = $\frac{\text{女性の一般未就業からのパートタイム入職者}}{\text{女性の一般未就業からの全入職者}} \times 100$

3. 「一般未就業者」とは、当該事業所に入職する前1年間に就業経験がなかった者をいい、学卒未就業者を除いた者をいう。

3

第 3 章

仕事と子育ての両立

本章のポイント

- 出産・子育ての仕事への影響は女性に偏っており、男性の育児休業取得率も極めて低い。
- 母親の就業状態にかかわらず育児の負担は母親に偏っており、父親の育児参加の程度は、妻がどんな就業状態であっても余り大きな差はない。
- 男性の就業時間は減少しているが、男性の家事・育児にかかる時間は少ない状態が続いている。

(出産・子育ての仕事への影響は女性に偏っている)

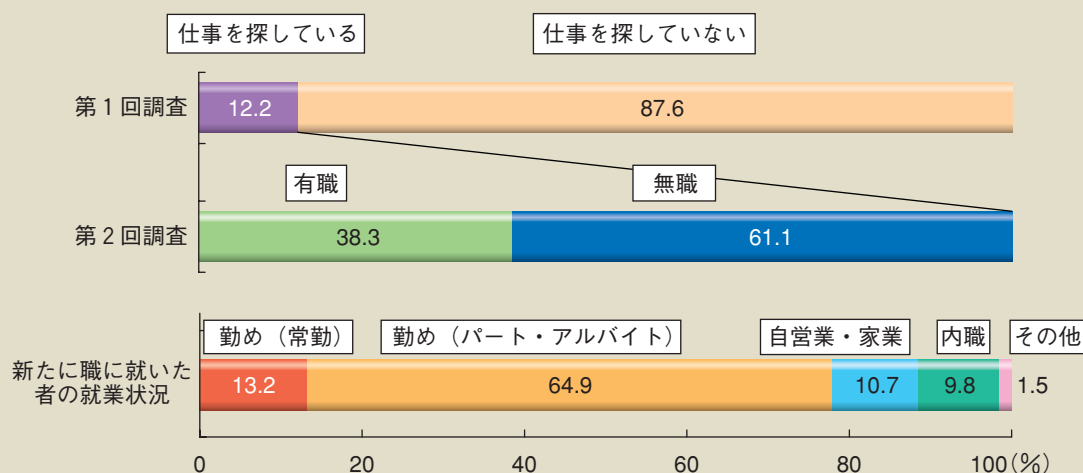
厚生労働省「21世紀出生児縦断調査」によると、第1回調査時点(平成13年度)では、第1子の出産を機に約7割の母親が退職し、有職の者は25.0%であったが、第2回調査時点(平成14年度)では有職の母親は31.1%で就業している者の割合が上昇している。また、第1回調査で「仕事を探している」と回答した母親のうち約4割が第2回調査時点で就職している。これらの母親を含め、第2回調査時点で新たに職に就いた者のうち64.9%が「パート・アルバイト」として就職している

(第1-3-1図)。

厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成14年度)によると、育児休業取得者の割合は、女性が64.0%と前回調査(11年度56.4%)より7.6ポイント上昇する一方、男性は0.33%と前回調査(11年度0.42%)に引き続き低い状況となっている。また、育児休業取得者中に占める男性の割合は、わずか1.9%となっている。

夫婦に子どもが生まれた場合、就業の中断、育児休業の取得など、仕事への影響は女性に偏っている状況にある。

第1-3-1図 新たに職に就いた者とその就業状況



(備考) 厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(平成14年度)より作成。

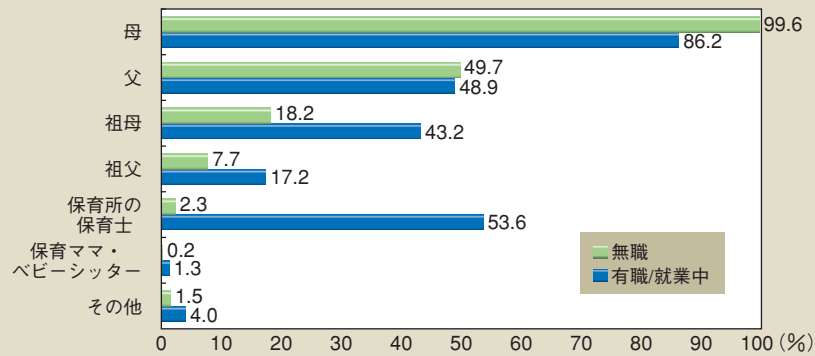
(母親に偏る育児負担)

前出「第2回21世紀出生児縦断調査」により、母親の就業状況別にふだんの保育者が誰であるかをみると、「母」は母親が無職の場合は99.6%、母親が就業している場合も86.2%と高くなっている。「父」については、母親が無職の場合は49.7%、有職の場合は48.9%であり、母親の就業状況による保育への関わり方の差は余りない。母親が無職の場合と有職の場合で差があるのは、祖

母と保育所の保育士であり、それぞれ18.2%と43.2%、2.3%と53.6%となっている(第1-3-2図)。

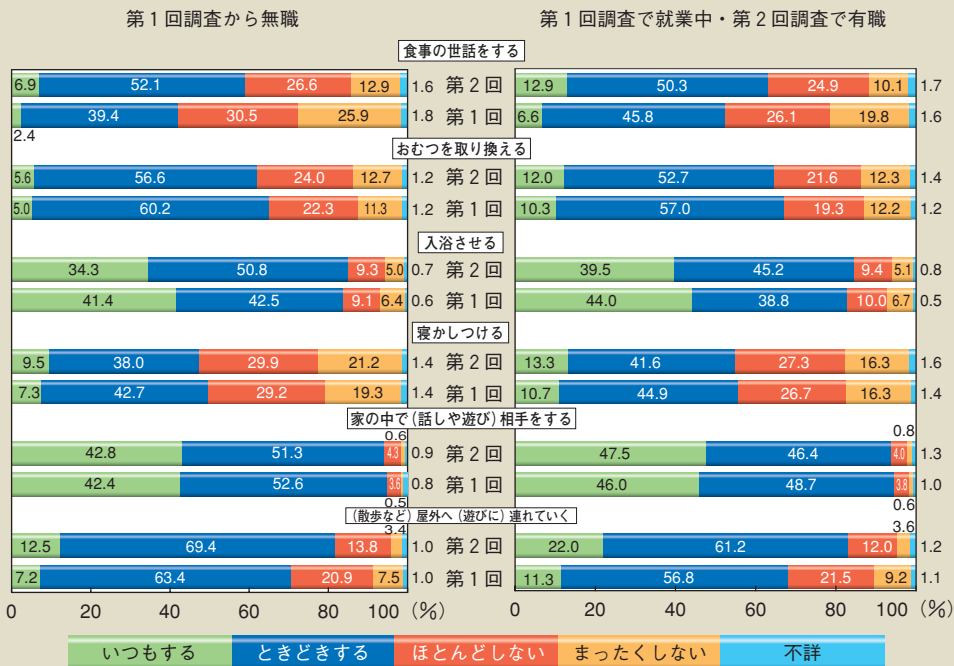
また、母親の就業状況別に、父親の家事・育児の状況をみると、母親が有職の時の方が家事・育児を行う父親が若干多くなっている場合がほとんどであるが、無職の時と大きな差はみられない(第1-3-3図)。

第1-3-2図 母の就業状況別にみたふだんの保育者(複数回答)



(備考) 厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(平成14年度)より作成。

第1-3-3図 母の就業状況別にみた父の育児の状況



(備考) 1. 厚生労働省「第2回21世紀出生児縦断調査」(平成14年度)より作成。
2. 第1回調査及び第2回調査の両方の時点で子が父母と同居している場合のみ集計。

(男性の育児期の就業時間は長く、育児参加時間は短い)

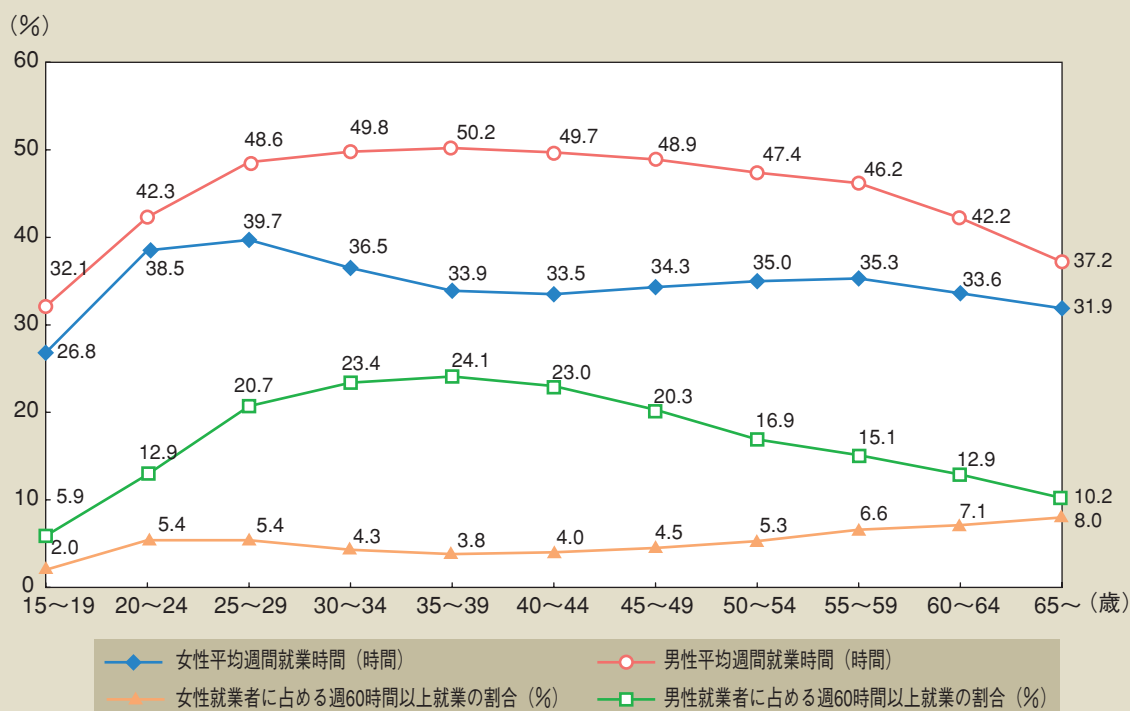
男女別、年齢階級別の平均週間就業時間と週60時間以上就業者の割合をみると、女性は30歳代後半から40歳代前半にかけての就業時間が最も少なくなっている一方、男性は30歳代が最も長く、週60時間以上働く者の割合も30歳代が最も高い。育児期の男性の就業時間は長く、女性が就業時間を調整することにより子育てを行っている状況がうかがえる(第1-3-4図)。

一方、男性の平均週間就業時間の推移をみると、昭和63年には51.4時間であったが、平成6年には47.0時間、15年には46.8時間と、男性の就業時間は短縮傾向にある(第1-3-5図)。

これに対し、男性の育児・家事にかかる時間の推移をみると、家事については、昭和61年に共働き世帯で12分、片働き世帯で11分の後、やや増加傾向を示し、13年にはそれぞれ21分、22分となったが、依然として低い水準にとどまっている。育児については、昭和61年に共働き世帯で3分、片働き世帯で6分であったが、その後大きくは変わ

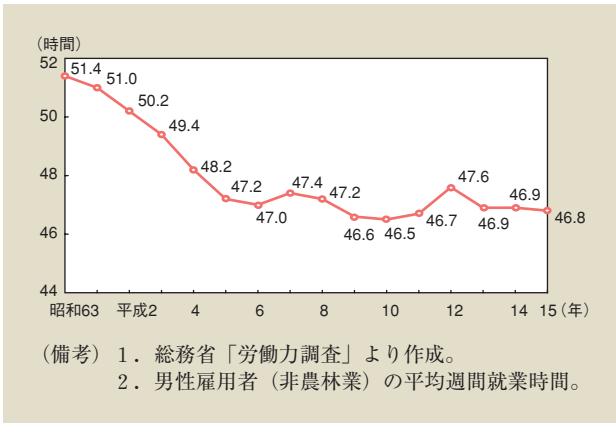
らず、13年で若干増加したものの、それぞれ5分、13分となっている。このように、男性が育児・家事にかかる時間は少ない状態が続いており、妻が働いているかいないかによる差も余りない。全体的に就業時間が短くなってきているにもかかわらず、男性の育児・家事への参加が少ないのは、単に就業時間だけの問題ではなく、家庭における男女の役割分担の在り方にも要因があると考えられる(第1-3-6表)。

第1-3-4図 性・年齢階級別就業時間(非農林業)



(備考) 総務省「労働力調査」(平成15年)より作成。

第1-3-5図 男性の平均週間就業時間



(仕事と家事・育児の双方を担う女性)

(財) 21世紀職業財団「キャリア形成と仕事と家庭の両立に関する意識調査」(平成13年)によると、子どものいる女性が働いている理由としては「働かないと経済的に苦しいから」が63.9%と最も高くなっている(第1-3-7図)。

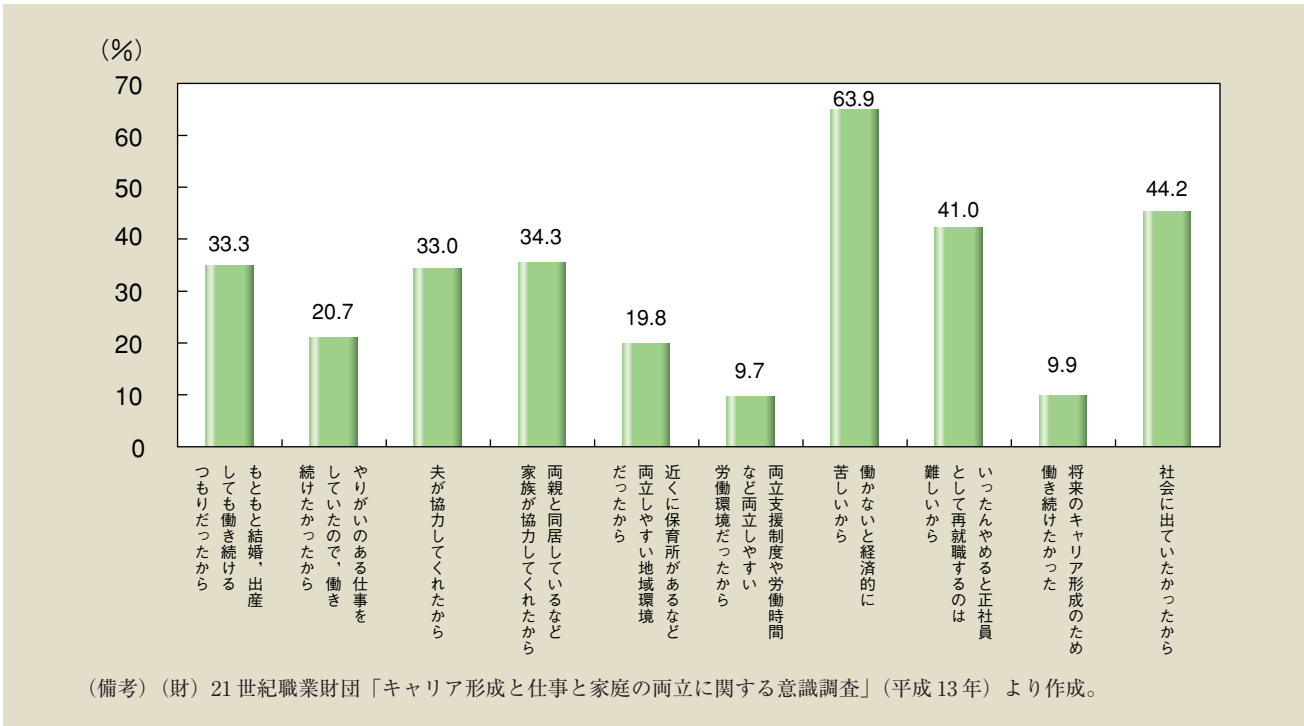
このように、家計を支えるために働く女性が増えていると考えられるが、男性の家事・育児への参加の程度は低いことから、女性が仕事をしつつ家事・育児も担っている状況にあることがうかがわれる。

第1-3-6表 妻の就業状況別にみた夫の仕事時間, 家事時間, 育児時間

	仕事		家事		育児	
	共働き	片働き	共働き	片働き	共働き	片働き
昭和61年	7:44	7:24	0:12	0:11	0:03	0:06
平成 3年	7:36	7:14	0:16	0:17	0:03	0:08
8年	7:26	7:12	0:17	0:19	0:03	0:08
13年	7:13	7:14	0:21	0:22	0:05	0:13

(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
2. 「家事」は、家事、介護・看護及び買い物にかかる時間の合計。
3. 夫婦と子どもの世帯の生活時間(週全体)。

第1-3-7図 子どものいる女性が働いている理由別割合(複数回答)



Column

均等法第一世代の女性の未来観

内閣府男女共同参画局では一部上場企業に昭和61年～平成2年に総合職として採用され、今も就業し続けている均等法第一世代の男女と、国の審議会委員等を対象に男女共同参画社会の将来像についてのアンケートを行った（平成16年1月実施）。ここでいう均等法第一世代とは、男女雇用機会均等法が施行された直後に会社で基幹的業務（総合職）を行うべく就職した人たちで、現在40歳前後である。企業に均等法第一世代に当る社員を男女1名ずつ選んで回答してもらうという方式によったところ、回答者は男性127名、女性91名であった。女性の回答者が少なかったのは、今も働き続けている女性が少ないためであろう。

アンケートに回答した均等法第一世代の女性の属性をみると、91人中既婚者が46人（50.5%）である一方、未婚者が38人（41.8%）いた。また91人中、子どもがいない者は64人（70.3%）に上った。

この均等法第一世代の女性に「仕事を継続する上で最も大変だったこと」は何かと質問したところ、結婚している人は「子どもの保育」（21.7%）「ロールモデルの不在」（15.2%）という回答が多く、未婚の人は「ロールモデルの不在」（23.7%）が最も多かった。また、「仕事を継続できた理由として最も重要だったこと」については、既婚者は「夫の理解・協力」（32.6%）、「子どもがいなかった」（17.4%）と回答した人が多く、未婚者は「独身であったこと」（50.0%）が突出して多かった。

2020年ごろに想定される雇用・就労の状況について、彼女たちの予想を審議会等委員と比べてみると、「募集・採用において年齢を問われることが少なくなり、女性の再就職が容易になっている」かどうかについて、肯定的回答が審議会等委員では57.4%であるのに対し、均等法第一世代女性は33.0%と低く、「女性管理職が増えること等により男女間賃金格差は格段に小さくなっている」という予測に関する肯定的な回答が、審議会等委員は72.2%であるのに対し、均等法第一世代女性は50.5%である。また、「2割以上の男性が育児休業をとるようになる」と予想する者は審議会等委員では34.1%であるが均等法第一世代の女性は15.4%に過ぎず、総じて均等法第一世代の女性は審議会等委員に比べ、男女共同参画に関連する未来の雇用環境について厳しい見方をしている。

調査対象数が少ないため、統計的に断定することはできないが、男女雇用機会均等法施行後、総合職となり現在まで働き続けてきた女性の婚姻率の低さ、子どものいない人の割合の高さをみると、結婚し、子育てを行いながら、女性が企業で総合職として働くことの厳しさを感じずにはいられない。仕事を継続できた理由として、独身であったこと、子どもがいなかったことだと回答した女性の多さ、仕事を続ける上で子どもの保育が最も大変だったと答える女性の多さは、仕事に与える育児負担の影響がいかに大きいかを物語っている。また、仕事を続ける上でロールモデルがいなかったことを挙げる女性が多く、均等法第一世代の女性たちが、先輩女性管理職がいない中で、手探りで自分のキャリアを開拓してきた様子が見えてくる。そのような厳しい環境の中で働いてきた女性たちだから、就労に関する将来については、審議会等委員より悲観的な見方をしているとも言える。

後に続く女性の見本たり得る女性管理職を増やすためのポジティブ・アクション、仕事と子育てを両立する上での負担を軽減するための支援が、いかに必要であるかがこのアンケート結果から見えてくる。企業で基幹的業務を担う女性達が、将来をもっと楽観的にみることができるよう、官民ともに更なる取組が必要である。

第4章

高齢男女の暮らし

本章のポイント

- 65歳以上の60%弱、85歳以上の70%強が女性。
- 高齢者の夫婦のみ世帯、単独世帯の割合は増加。特に女性では配偶者がいない割合は50%を上回っている。
- 65歳以上の高齢者の約14%は要介護・要支援であり、その70%以上は女性。また、在宅の要介護者等の76%は女性が介護者であり、介護はする側もされる側も女性を中心である。
- 日常生活に影響があると的高齢者の割合は比較的低く、地域活動などを通じて社会の役に立ちたいと思っている者の割合は高い。

(進む高齢化)

日本では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行している。高齢化率は、昭和25年の4.9%から、50年には7.9%、平成15年には19.0%と急速に上昇を続けている。

人口の高齢化の主な要因は、平均寿命の伸長、少子化による人口の増加率の低下である。平均寿命は女性で85.23年、男性では78.32年（平成14年）にまで伸びており、男女とも世界で最も高い水準にあるが、男女差は少しずつ広がっている。高齢者に占める女性の割合は高く、65歳以上では60%弱、85歳以上では70%を上回っている。

(低下する子との同居世帯割合)

高齢者の家族形態別構成割合の推移をみると、全体として「ひとり暮らし」、「夫婦のみ」の割合が一貫して上昇している。特に女性では、「ひとり暮らし」など配偶者がいない場合が50.9%と男性の14.3%と比較して非常に高くなっている。また、配偶者の有無にかかわらず、「子供夫婦と同居」は平成14年には女性で30.2%、男性で20.7%と昭和62年の割合に比較して半減近くの減少となっている（第1-4-1図）。

こうした状況を、内閣府「国民生活に関する世

論調査」（平成15年）で意識面からみると、老後の暮らし方として、70歳以上の高齢者で子ども夫婦と同居したいとする割合が男性、女性とも50%程度あり、実際の割合とは大きく乖離している。

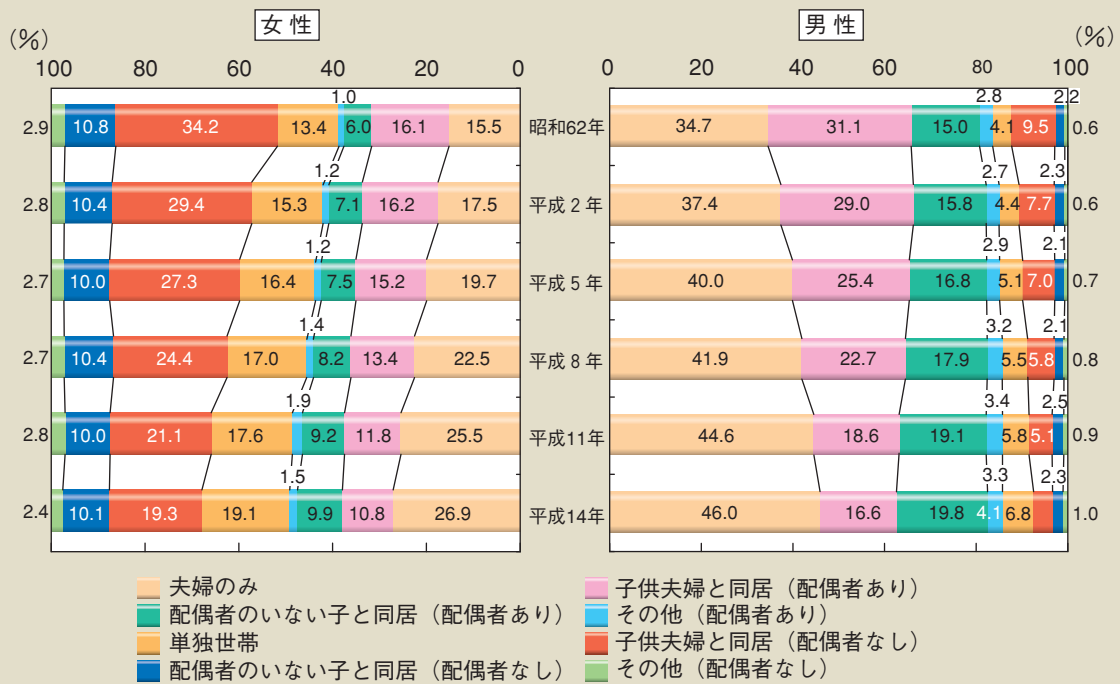
また、現在340万世帯となっている単独世帯は国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も増加を続け、2025年（平成27年）には680万世帯に達すると推計されている。

(介護の負担)

介護の問題は、高齢化の問題と切り離すことができない。介護保険法に基づき要支援又は要介護と認定された65歳以上の者（以下「要介護者等」という）は、約321万人であり、65歳以上人口の約14%に相当する。年齢別にみると、前期高齢者（65～74歳）では要介護者等は5%未満であるが、年齢が高くなるほど要介護者等の割合が上昇し、80～84歳で26.5%、90歳以上では62.8%と大幅に上昇する。また、要介護者等の70%以上は女性である（第1-4-2図）。

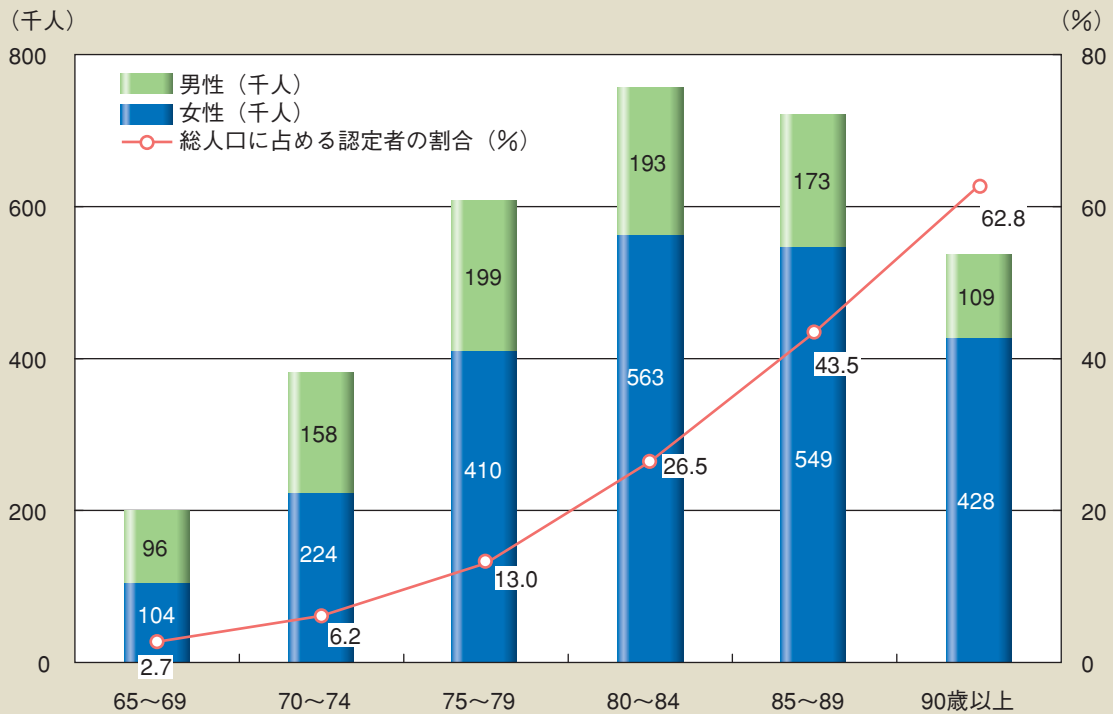
一方、女性にとって介護する側としても、介護は切実な問題である。厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成13年）によると、主な介護者の要介護者等との関係では、同居している家族等介護者

第1-4-1図 性・家族形態別にみた65歳以上の高齢者の割合



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

第1-4-2図 年齢階級別の要支援・要介護認定者数



(備考) 1. 総務省「人口推計」(平成14年10月1日現在), 厚生労働省資料より作成。
 2. 認定者数は, 受給者台帳に登録された平成14年10月末時点の要支援, 要介護の人数。

が71.1%，別居している家族等介護者が7.5%，事業者は9.3%となっている。在宅の介護者の要介護者等との続柄をみると、男性の要介護者等では、女性の介護者が91.9%とほとんどであり、そのうち、配偶者が67.6%を占めている。女性の要介護者等でも、女性の介護者が67.3%となっており、そのうち、子の配偶者が39.9%，子が23.7%となっている。全体として介護者の76.4%が女性である。主な介護者と要介護者等の組合せを年齢階級別にみると、「65～69歳」の要介護者では、「60～64歳」の者が、「70～79歳」の要介護者では「70～79歳」の者が、「80～89歳」の要介護者では「50～59歳」の者が主に介護している割合が高くなっている。

(高齢者の社会参加)

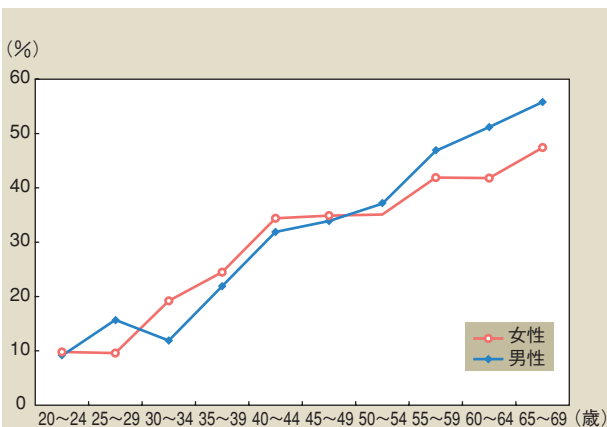
介護の問題は非常に大きな問題ではあるが、比較的元気な高齢者も多く、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成13年)によると、日常生活に影響があるとする高齢者(65歳以上)は女性の25.1%，男性の21.8%にすぎない。

このため、高齢者、特に前期高齢者は単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員として、その役割を積極的にとらえる必要がある。

町内会の地域活動などを通じて社会の役に立ちたいと思っている者の割合を年齢別にみると、男

女ともほぼ年齢が高くなるにつれて増加しており、高齢者の社会参加に対する意欲は高くなっている(第1-4-3図)。また、総務省「社会生活基本調査」(平成13年)によると、65～69歳の者で、過去1年間に何らかの「学習・研究」を行った者の割合は男女とも2割を超えている。学習・研究の種類別にみると、男性は「商業実務・ビジネス関係」、女性は「家政・家事」が高くなっており、長年携わってきたことを更に学びたいという傾向がうかがえる。

第1-4-3図 地域活動において、社会の役に立ちたいと思っている者の割合



(備考) 内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成14年)より作成。

5

第 5 章

女性に対する暴力

本章のポイント

第1節 夫・パートナーからの暴力の実態

- 女性の約5人に1人がこれまでに夫等から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要を受けた経験がある。
- 夫等から暴力によって命の危険を感じた女性は約20人に1人、医師の治療を受けた女性は男性の4倍。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の91.6%が女性。
- 夫から妻への傷害の検挙件数は増加し、1,000件を超える。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に103か所、民間シェルターは77か所。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は毎月3,600件前後で推移。
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発令件数は毎月120件前後で推移。

第2節 性犯罪の実態

- 強姦、強制わいせつの認知件数はそれぞれ、2,472件、1万29件となり年々増加。

第3節 売買春の実態

- 売春関係事犯送致件数、要保護女子総数及び未成年者の割合は、いずれも前年比減少。
- 児童買春事件は、テレホンクラブ営業に係るものが半減するも出会い系サイトを利用したものが791件と増加傾向。

第4節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- セクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は7,682件。

第5節 ストーカー行為の実態

- ストーカー事案に関する警察への相談件数は2万2,226件。
- ストーカー行為での検挙件数は185件、禁止命令違反での検挙件数は8件。

第1節

夫・パートナーからの暴力の実態

(女性の約5人に1人は夫等からの暴力の被害経験)

内閣府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」(平成14年)では、現在または過去に配偶者や恋人がいる(いた)人のうち、“身体に対

する暴行”“恐怖を感じるような脅迫”“性的な行為の強要”のいずれかまたはいくつかをこれまでに1度でも受けたことのある人は、女性19.1%、男性9.3%で、女性の約5人に1人が経験していた。

これらの行為によって命の危険を感じた人は、男性が0.7%であるのに対し女性は4.4%で、女性の約20人に1人は配偶者等からの暴力によって命

の危険を感じている。また、女性の2.0%は暴力によってケガをして医師の治療を受けており、この割合は男性の4倍となっている。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成15年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む）間における殺人、傷害、暴行は1,718件、そのうち1,574件（91.6%）は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人はやや低くなっているが、傷害は1,269件中1,211件（95.4%）、暴行は234件中230件（98.3%）、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている（第1-5-1図）。

(近年増加する夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別にみると、暴行、傷害がそれぞれ平成12年以降、大幅に増加している。15年においては、暴行が230件で前年よりも19件（9.0%）の増加、傷害が1,211件で14件（1.2%）の増加となっている（第1-5-2図）。

(増加傾向にある夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数)

家庭裁判所における婚姻関係事件の既済総件数は6万5,658件、うち妻からの申立総数は4万7,205件、夫からの申立総数は1万8,453件となっている。

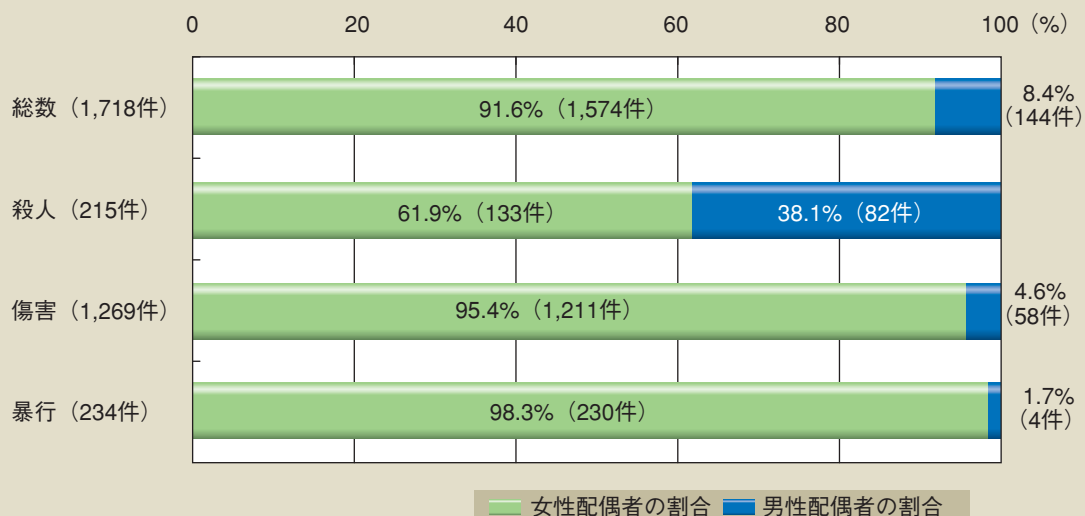
「暴力を振るう」を理由とする妻からの申立件数は増加傾向にあり、平成14年では妻からの申立てが1万4,148件、裁判所における既済総数の21.5%（妻からの申立件数の30.0%）となっており、妻からの申立ての中では、「性格が合わない」に次いで2番目に多い理由となっている（第1-5-3図）。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行された。（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成14年4月から施行）

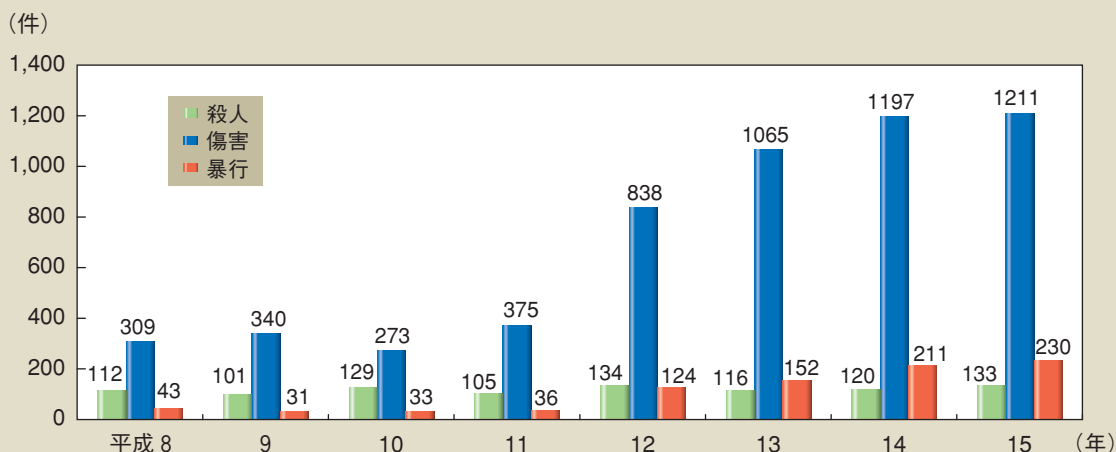
平成14年4月から、各都道府県は、婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した。平成16年3月末現在、全国103施設が支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保

第1-5-1図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人、傷害、暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成15年）



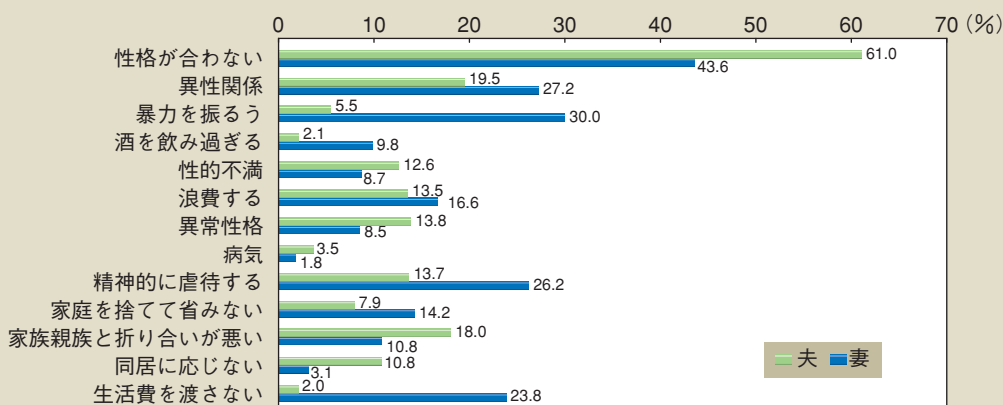
(備考) 警察庁資料より作成。

第1-5-2図 夫から妻への犯罪の検挙状況



(備考) 警察庁資料より作成。

第1-5-3図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合



(備考) 1. 最高裁判所「司法統計年報」(平成 14 年)より作成。
 2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを 3 個まで挙げる方法で調査重複集計したもの。

護、各種情報提供等を行っている。14年4月から16年2月末までに、全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談は7万5,066件に上っている。また、法施行後15年12月末までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、3万316件となっている。

(婦人相談所における一時保護並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由)

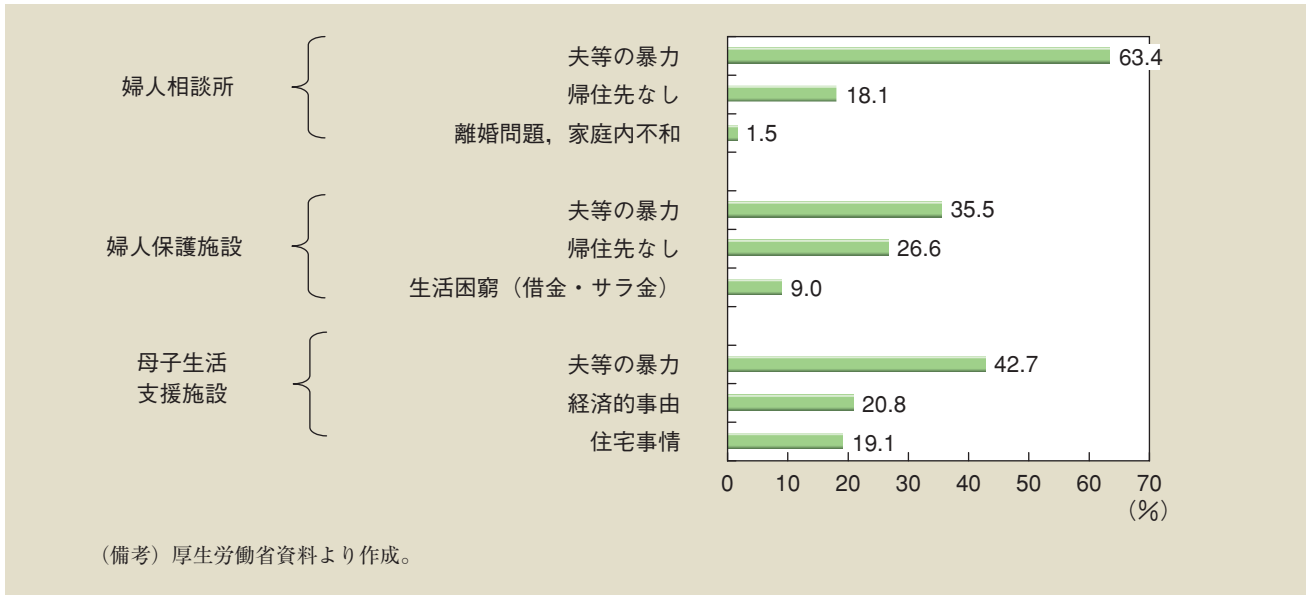
平成14年度中の、婦人相談所一時保護所への入所理由のうち、夫等の暴力は63.4%と全体の半分を超えている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由をみると、「夫等の暴力」を挙げた

割合はそれぞれ35.5%、42.7%となっている。いずれの施設においても暴力を理由とする入所は高い割合となっている(第1-5-4図)。

(シェルター数は増加)

シェルター(配偶者からの暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所)として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、各都道府県に1か所、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に51か所(公立37か所、私立14か所(平成15年4月1日

第1-5-4図 婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由（平成14年度）



現在)), 母子生活支援施設は, 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に基づき, 全国に284か所 (公立182か所, 私立102か所 (平成15年3月末現在)) がそれぞれ設置されている。

このほかに, 民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。

平成16年3月末現在, 内閣府が把握している民間シェルター数は29都道府県77か所であり, NPO法人や社会福祉法人など法人格を有しているものもあるが, 約58% (45施設) (平成14年調査では約65%) は法人格を有していない。

民間シェルターは, 被害者の保護を積極的に行うなど, 配偶者からの暴力の被害者支援に関し, 先駆的な取組を実施している。

(保護命令の申立て及び発令状況)

配偶者暴力防止法では, 被害者の申立てにより, 裁判所が加害者に対し接近禁止命令, 退去命令を発する保護命令の制度が設けられており, この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

保護命令の申立書に, 配偶者暴力相談支援センターの職員または警察職員に相談等を求めた事実等の記載がある場合は, 配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき, 裁判所は配偶者暴力相談支援センターまたは警察に対し, 被害者が相談等を求めた状況等を記載した書面の提出を求めることと

なっている。申立書にこうした事実の記載がない場合は, 公証人役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付しなければならない。法施行後から平成15年12月末までに終局した保護命令事件3,373件のうち, 支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは689件, 警察への相談等の事実の記載のみがあったのは1,444件, 双方への相談等の事実の記載があったのは1,006件となっている。また, 申立書に宣誓供述書が添付されたのは224件となっている。

法施行後平成15年12月末までの間に, 裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は3,422件で, そのうち裁判が終了したのは3,373件となっている。裁判が終了した事件のうち, 保護命令が発令された件数は2,719件 (80.6%), そのうち接近禁止命令のみが出されたのは1,947件 (71.6%), 退去命令のみが出されたのは8件 (0.3%), 退去命令と接近禁止命令が併せて出されたのは764件 (28.1%) となっている。

また, 法施行後平成15年12月末までの間に保護命令が発令された事件の平均審理期間は11.2日となっており, 速やかに裁判が行われ, 被害者の保護が図られている。

なお, 法施行後から平成15年12月末までの間の保護命令違反の検挙件数は84件である。

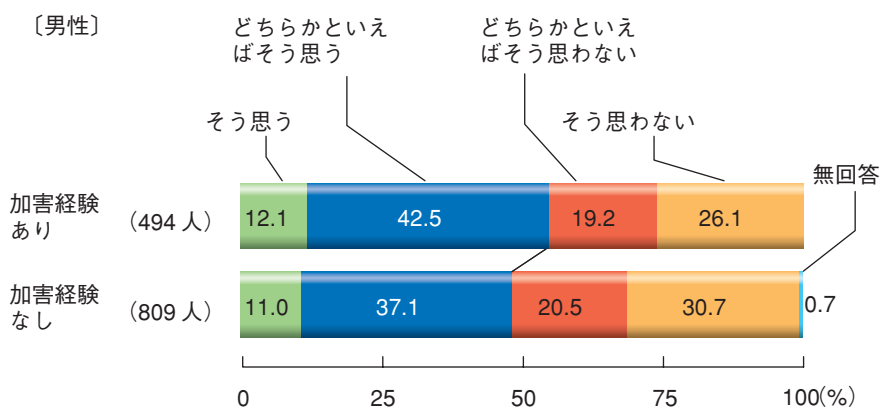
Column

男性の身体的暴行の加害経験と夫婦の在り方についての考え方

内閣府が実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成14年）において、これまでに配偶者や恋人に対し、殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりといった身体的暴行を行ったことがあるかどうかを聞いたところ、男性では、1,409人中494人（35.1%）が「ある」と回答している。

加害経験の有無別に、夫婦のあり方についての考え方を見たところ、「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という男女の固定的な役割分担に肯定的な人は、身体的暴行の加害経験がある男性の方が、加害経験のない男性よりも多くなっている（第1-5-5図）。

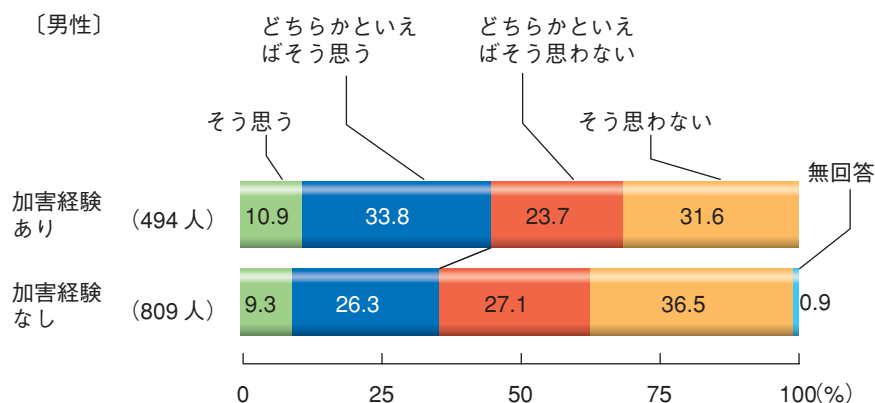
第1-5-5図 「男性は外で働き、女性は家で家事・子育てをするものである」という考え方



（備考）内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成14年）より作成。

また、「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」という考え方についても、加害経験のある男性では4割以上が肯定的で、加害経験のない男性を10ポイント近く上回っている（第1-5-6図）。

第1-5-6図 「夫の言うことを素直に聞き入れる妻が、『よい妻』である」という考え方



（備考）内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成14年）より作成。

配偶者等に暴力を振るう男性は、固定的な性別役割分担の意識が強い傾向があることが、調査結果から浮かび上がってくる。

第2節 性犯罪の実態

警察庁の統計によると、平成15年における強姦の認知件数は4年連続2,000件を超えて2,472件となり、前年に比べ115件（4.9%）増加した。

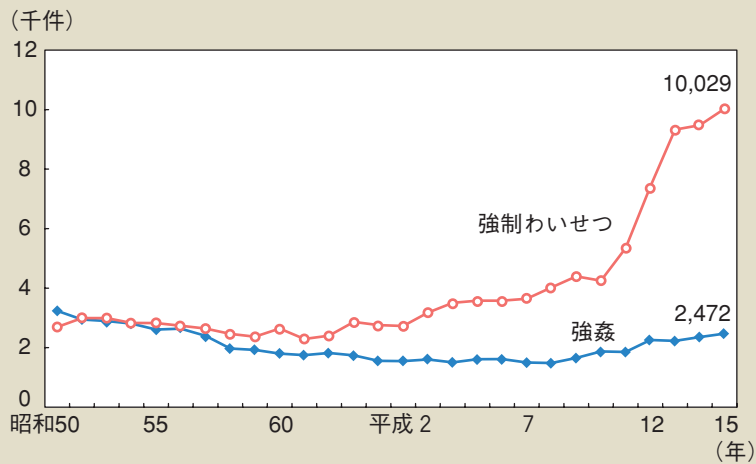
強制わいせつの認知件数は、平成11年以降大きく増加しており、15年では1万29件と、前年に比べ553件（5.8%）増加している。なお、警察では、女性警察官による事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策を中心とした性犯罪被害者対策を推進している（第1-5-7図）。

第3節 売買春の実態

平成15年の売春関係事犯送致件数は3,068件となった。また、要保護女子総数は2,440人となっており、未成年者が占める割合は25.8%で、前年に比べ、2.8ポイント減少している（第1-5-8図）。

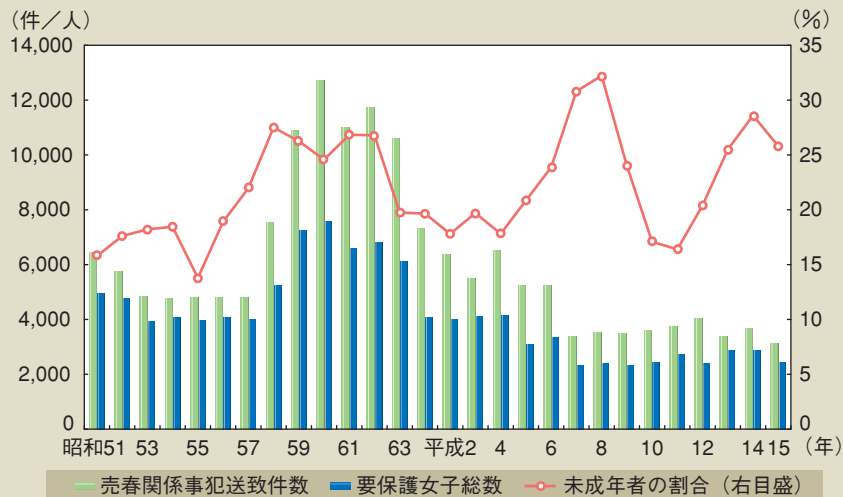
平成15年の児童（18歳未満）買春事件の検挙件数は1,731件（前年比171件減）であり、このうち、出会い系サイトを利用したものが791件（45.7%）と最も多くなっている。また、テレホンクラブ営

第1-5-7図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移



(備考) 警察庁資料より作成。

第1-5-8図 売春関係事犯送致件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



(備考) 警察庁資料より作成。

業に係るものは212件（12.2%）で、前年に比べ半分以下（266件減）となっている。

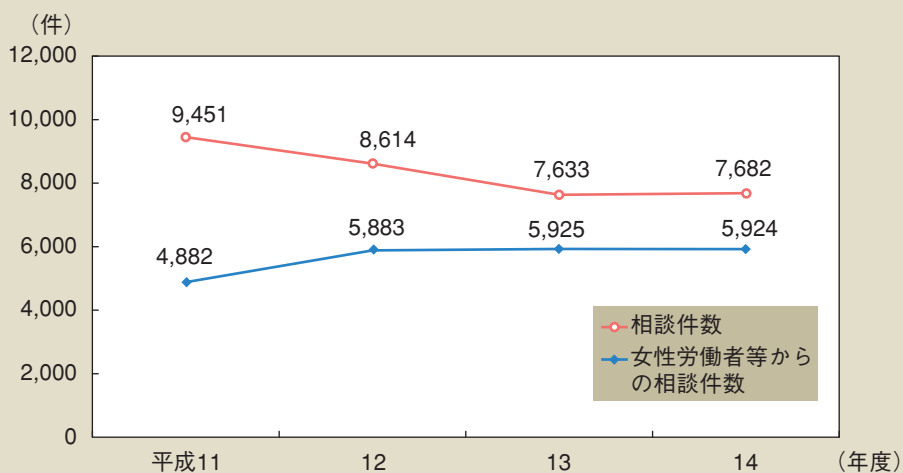
第4節 セクシュアル・ハラスメントの実態

平成14年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は7,682件で、前年度に比べ49件（0.6%）増加しており、そのうち、女性労働者等からの相談件数は

5,924件（77.1%）で、前年度に比べ横ばいとなっている（第1-5-9図）。

企業においては、セクシュアル・ハラスメントを許さないという方針を文書で明確化し、従業員に対しても広く研修等で意識改革・啓発を徹底していくことが、セクシュアル・ハラスメントの防止策として重要である。また、セクシュアル・ハラスメントに関する相談をしやすい環境を作ることによって、早い段階で被害を防いでいくことが求められる。

第1-5-9図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



（備考）厚生労働省資料より作成。

第5節 ストーカー行為の実態

（ストーカー事案に関する相談件数）

平成15年の都道府県警察に寄せられたストーカー事案に関する相談件数は、前年と比べて530件（2.4%）増加し、2万2,226件と引き続き多くなっている（第1-5-10図）。

（ストーカー規制法の適用状況）

平成15年のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は1,169件で、前年に比べ204件（21.1%）増加している。警告に従

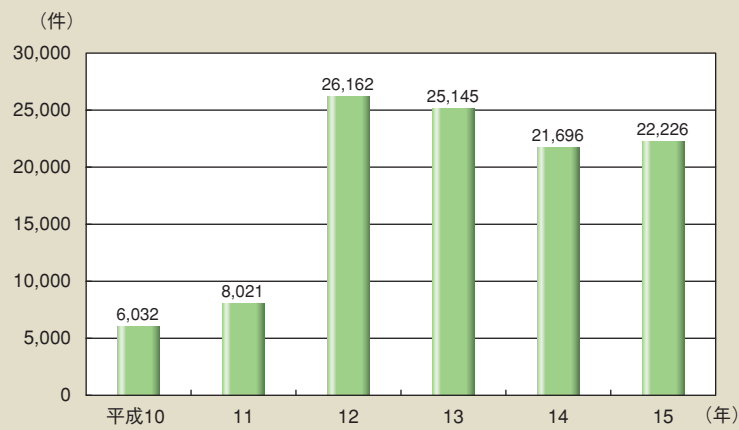
わない者に対する禁止命令は24件発令されている。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は185件で、前年に比べ15件（8.8%）増加している。禁止命令違反での検挙件数は7件である。

平成15年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は856件で、前年に比べ179件（26.4%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が743件（前年比333件増加）で最も多く、次いで防犯ブザー等の被害防止物品の貸出しが510件（前年比95件増加）となっている。

平成15年中に警察庁に報告のあった1万1,923

第1-5-10図 ストーカー事案に関する相談件数



(備考) 1. 警察庁資料より作成。
2. 男性が相談者である事案を含む。

件についてみると、被害者の90.8%が女性で行為者の91.1%が男性となっている。

6

第 6 章

生涯を通じた女性の健康

本章のポイント

- 乳児死亡率等の母子保健関係指標についてはここ数年横ばいで推移している。
- 人工妊娠中絶件数は若年層の割合が増加している。
- 平成15年の新規HIV感染者に占める20歳代の割合は39.8%で、若年層の割合が高い。
- 肥満者の割合は、男性は20年前に比べ1.5倍程度に増加し、女性も60歳以上で割合が高い。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 健康増進法の施行により期待される受動喫煙機会の減少。
- 女性の医療施設従事医師の割合は年々増加し、平成14年は15.6%。

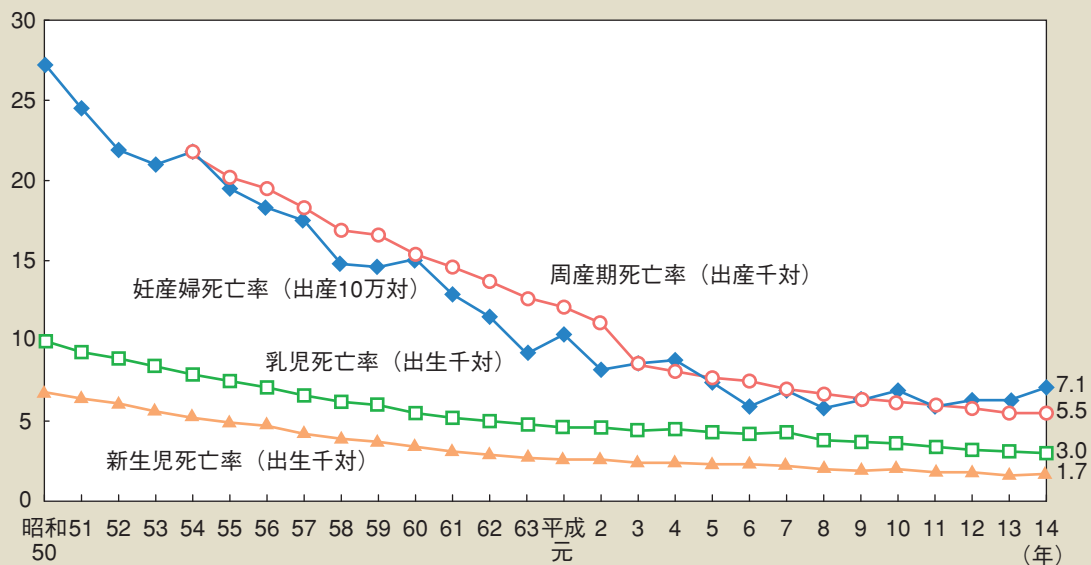
(ここ数年横ばいの推移となっている母子保健関係指標)

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成

14年までの動向をみると、いずれの指標も総じて低下している。妊産婦死亡率は、ここ数年は横ばい状態にあるが、平成14年は若干増加している(第1-6-1図)。

第1-6-1図 母子保健関係指標の推移



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

(減少傾向にあるものの若年層の比重が増す人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成14年までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にあり、ここ数年は横ばいで推移している。一方、20歳未満の件数は10年前に比べ増加傾向にあり、若年層の全体に占める比重が以前より増加している（第1-6-2図）。

(若年での感染が多いHIV感染者)

HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している者を指す。一方、AIDS患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、カリニ肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した者を指す。

凝固因子製剤による感染例を除いて、平成15年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びAIDS患者の累計数は、HIV感染者数5,780人、AIDS患者数2,892人となっている。

平成15年に新規で感染が報告されたHIV感染者は640人、AIDS患者は336人で、HIV、AIDSともに過去最高の報告数となった（第1-6-3図）。HIV感染者の推定感染地域をみると、全体

の78.0%が国内感染となっている。

HIV感染者累計数について、感染が報告された時点の年齢をみると、20歳代が全体の39.8%を占めており、若年での感染が多いことが分かる。一方、40歳以上で感染した人も全体の26.2%に上り、ここ数年、新規感染者の3割前後が40歳以上の感染者となっている。

(女性の疾病)

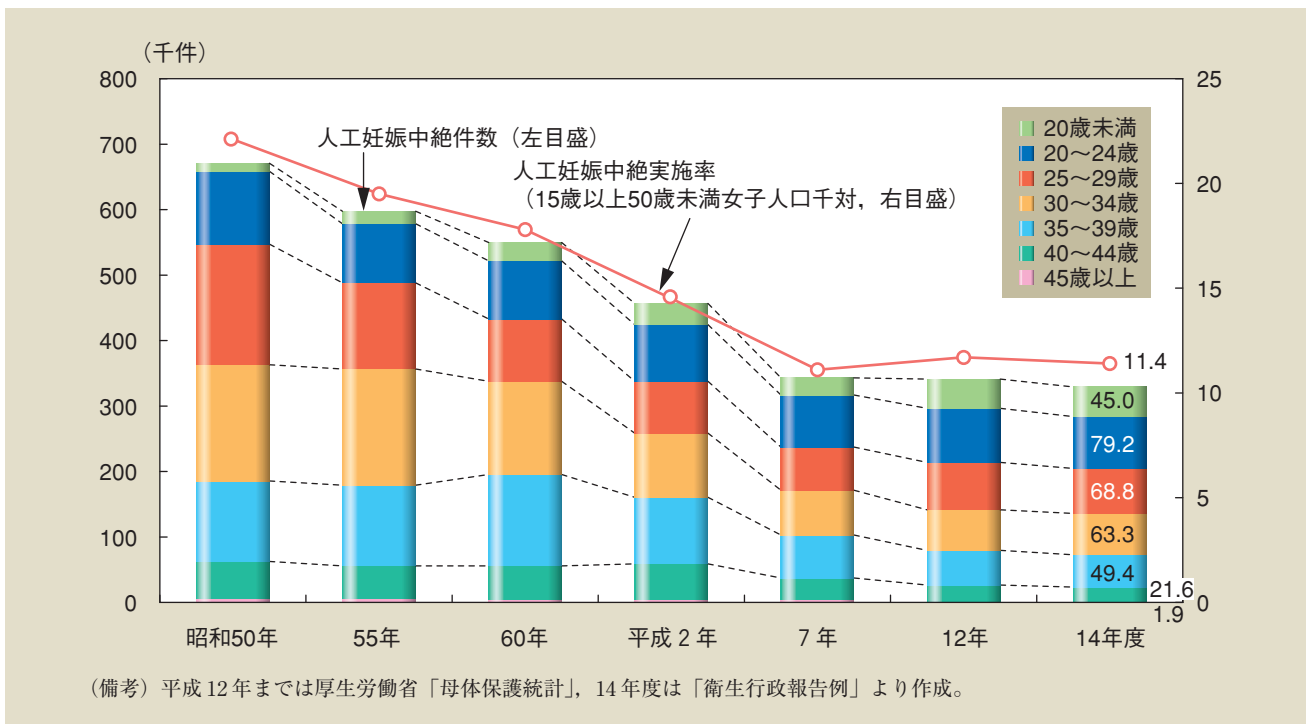
女性に特有もしくは非常に多い疾病として子宮がん、乳がんなどがあり、これらの疾病の総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成14年）でみると、子宮がんは5.4万人、乳がんは15.8万人となっている。

国民生活基礎調査（平成13年）によると、女性の健康診断や人間ドッグの受診状況は男性よりも少ない状況にあり、疾病は早期発見が重要であることから、より一層、健康診断等の受診の必要性について広く周知していく必要がある。

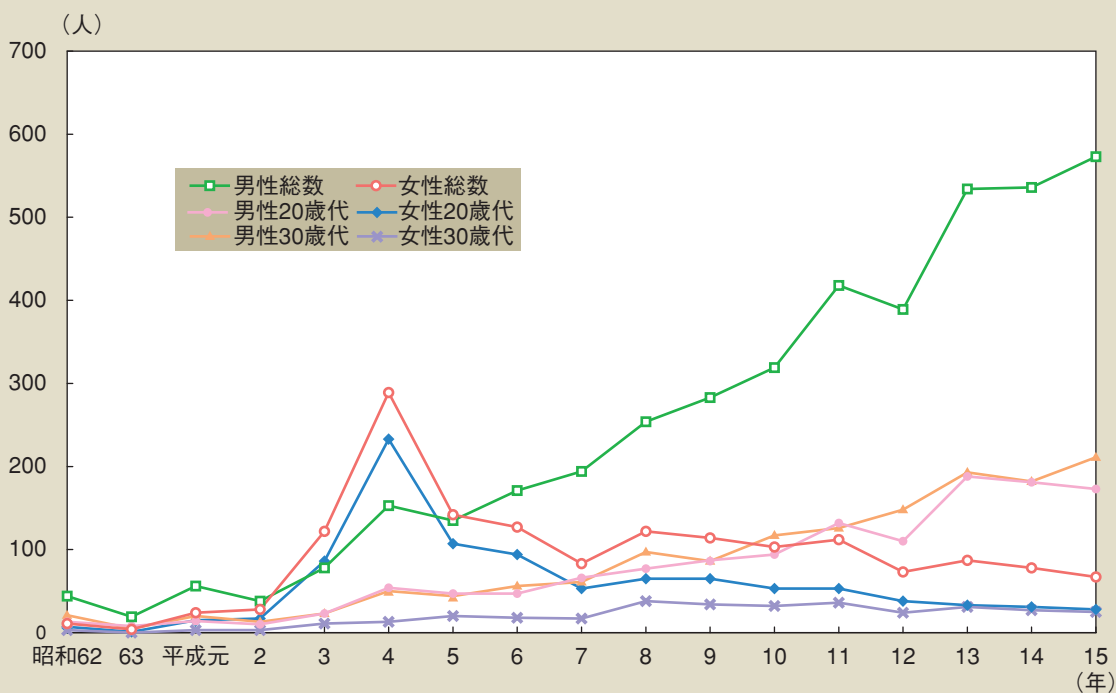
(健康増進に必要な適切な自己管理)

厚生労働省「国民栄養調査結果」（平成14年）をみると、ふだんの生活でストレスを感じている

第1-6-2図 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移



第1-6-3図 HIV感染者の性別、年代別年次推移



(備考) 1. 厚生労働省資料より作成。各年の新規 HIV 感染者報告数である。
2. 各年の新規 HIV 感染者報告数である。

人は、男性で76.9%、女性で84.2%に達しており、多くの方がストレスを感じていることが分かる。女性の場合、ストレスを感じると食事に明らかな変化がある人が5割を超えており、食事が「多くなる」と回答した人が「少なくなる」を上回っている。

健康増進や生活習慣病予防のため自ら健康管理を行うことが重要であるが、肥満者の割合は、男性はいずれの年齢層でも20年前に比べ1.5倍程度に増加しており、女性も60歳以上で肥満者の割合が高く、約3割となっている。また女性では、現実の体型が「普通」もしくは「低体重(やせ)」であるにもかかわらず「太っている」もしくは「普通」と自己評価し、より体重を減らそうとしている人も若年層を中心に多い。

健康に生活するための自己管理について、より一層適切な情報提供が求められる。

(20歳代女性で高い喫煙率)

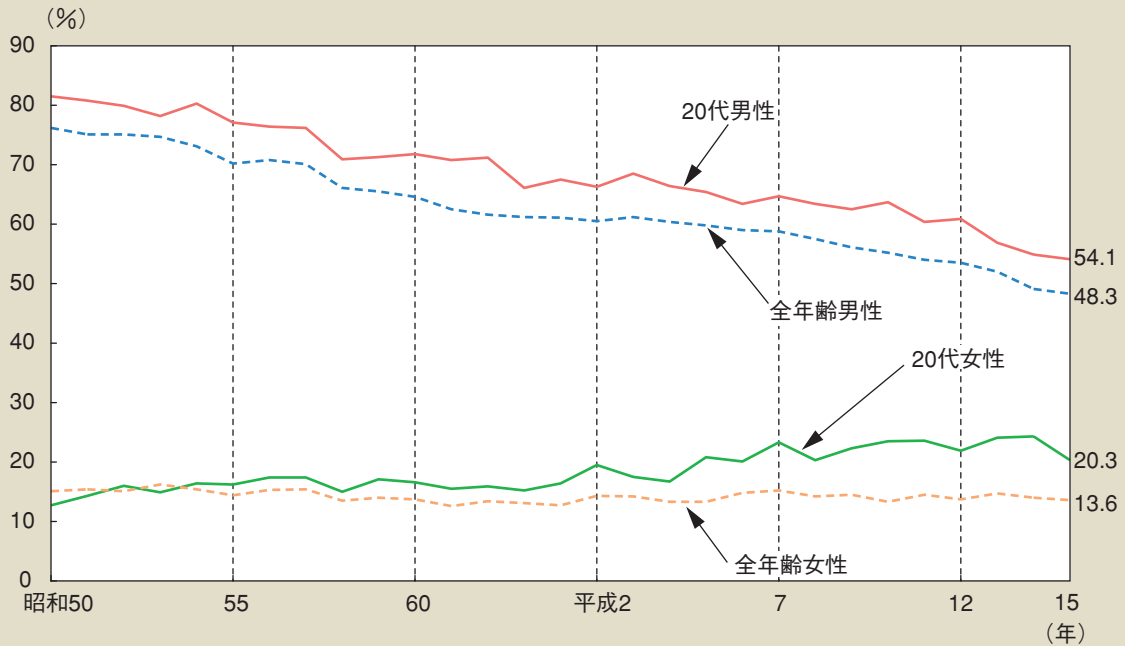
昭和50年からの喫煙率の推移をみると、全年齢では男性が30%近く低下し、女性はほぼ横ばいで

推移している。

これを年代別で見ると、20歳代男性の喫煙率が昭和50年の81.5%から平成15年の54.1%に低下している一方で、20歳代女性は12.7%から20.3%に上昇し、その増加が目立つ結果となっている(第1-6-4図)。

喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇などにより喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されている。平成15年5月には健康増進法が施行され、病院や劇場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設には、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課された。これにより、公共の場での受動喫煙の機会が減少することが期待されるが、家庭などでの受動喫煙によって、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇するという研究報告もあり、更に喫煙の健康への悪影響について広く周知していく必要がある。

第1-6-4図 性別喫煙率の推移



(備考) 日本たばこ産業資料より作成。

(上昇を続ける女性医師の割合)

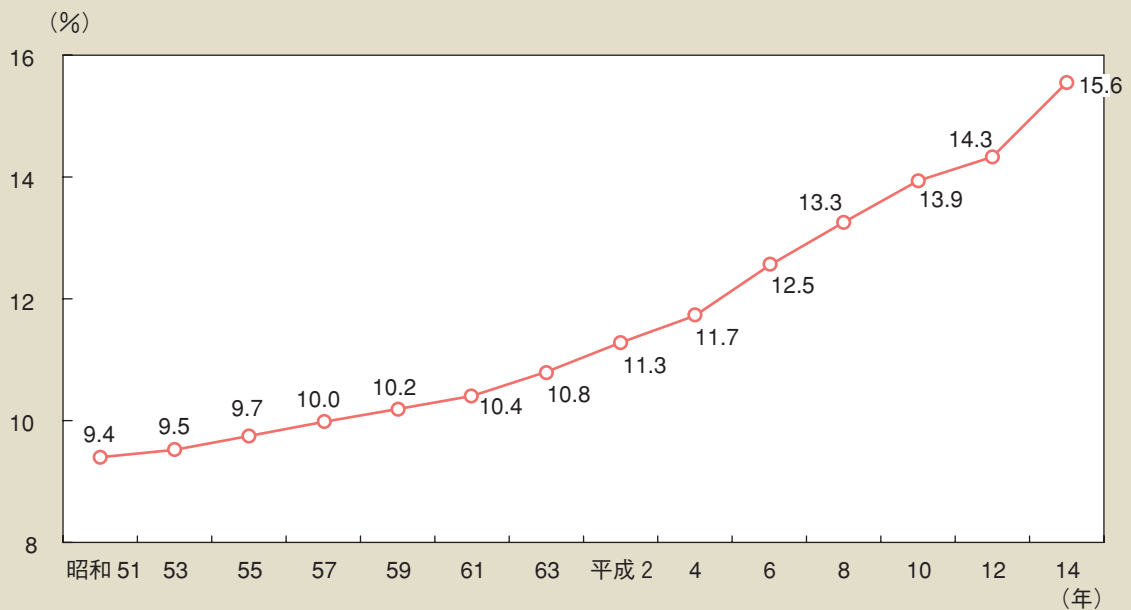
医療施設で働いている医師のうち、女性の割合は平成14年で15.6%となり、過去最高となった(第1-6-5図)。

女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出

する女性も増加している。

女性医師の増加や女性専用医療の充実等により、女性が気兼ねなく医療が受けられる環境が整えられつつある。

第1-6-5図 女性の医療施設従事医師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

Column

女性専門外来の登場と今後の課題

ここ数年、新聞や雑誌などで「女性専門外来」という言葉を目にすることが多くなった。女性専門外来とは、内科や外科、婦人科といった従来の診療科の分類に属さず、女性の心と体を総合的に診察する新しい診療科で、各施設にほぼ共通している特徴としてスタッフが女性という点が挙げられる。この女性外来の登場は、世の中の女性のニーズに非常にマッチし、女性外来を受診するには何カ月も前から予約しなければいけないといった現象も起き、その勢いに押されるように女性外来を設置する病院が増えている。都道府県病院では千葉県立東金病院で初めて開設され、現在では、国立病院だけでも少なくとも五つの病院が、女性総合外来や女性診療外来、レディース外来という名称で女性専用外来を設けており、民間も含めれば、女性外来を診療科に掲げる病院・診療所は既に数百に上るとも言われている。

女性外来への需要が急増している大きな要因としては、女性が気兼ねなく様々な病気や体調の不安を同性の医師に相談できること、個室で診察を行うなど、他人が相談内容を聞くことのないようプライバシーに配慮がなされていること、総合的診療を行うため一人当たりの診療時間を長くとしていることなどが挙げられる。しかし、急激に増加しつつある女性外来にも課題はある。女性外来という科名を掲げていても、実際には女性の医師1人を置いているだけだったり、診療時間が週に一回、数時間しか設けられていなかったりする場合も多くあり、また、本来の女性医療とは内容が違うという意見もある。

女性医療は、アメリカで80年代以降研究が進んでいる性差医療（ジェンダー・スペシフィック・メディスン）の一つで、様々な病気の原因や治療法が男女では異なることが分ってきたことから始まったものである。この場合の性差には、男女のDNAによる性差だけでなく、一人一人の成長過程や生活環境、生活の中で与えられた役割などによって後天的に作られた性差も含まれている。性差によって病気の現れ方に差がある例としては、循環器系の同じ病気の症状の出方に男女間で差があったり、後天的に作られた性差によって更年期の症状などに違いがみられるといったことが報告されている。現在の女性外来が人気を得ている理由の一つである「同性の医師に診察してもらえる」ということが、女性医療の本来の目的なのではなく、性別や一人一人のライフスタイルも考慮した上で患者個人にあった診療が行われるのが本来の女性医療ということになろう。なお、性差医療には当然男性医療も含まれ、日本においても男性更年期外来といった男性専門外来が登場している。

今後は、同性が診療を行うというだけにとどまらず、本来の目的に沿った診療体制をいかに整えていくかが、女性外来等が患者一人一人にとって、より有効な医療機関となれるかどうかの大きなポイントとなると思われる。

第7章 メディアにおける女性の人権

本章のポイント

- テレビ、ラジオ、新聞・雑誌への接触時間は、有業者の男性で2時間14分、女性で1時間57分となっており、年齢が上昇するほど長く、すべての年齢層で男性の方が長い。
- メディアの取組として、新聞綱領、放送基準などの規範を策定し、また、放送倫理・番組の向上のための機構を設けている。
- 新聞、放送業界の分野における女性の参画は徐々に進展している。
- 情報関連機器の利用率からみると、30歳代から上の世代で、男性に比較して女性は情報通信機器の高度化の恩恵を十分に享受できず、情報活用能力に差が生じている状況にある。

(マスメディアへの接触時間)

有業者のテレビ、ラジオ、新聞・雑誌の視聴等の時間は、男性で2時間14分、女性で1時間57分となっている。年齢階級別にみると労働時間が長く、育児に忙しい20歳代、30歳代で男女とも短くなっているが、それ以外では年齢が上昇するほど視聴等は長くなっており、またすべての年齢層で男性の方が長くなっている（第1-7-1図）。

(メディアの取組)

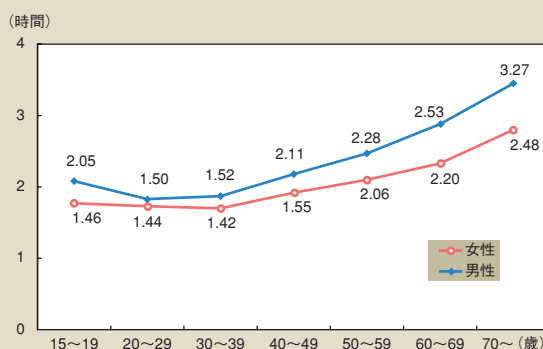
国民がマスメディアに接する時間は長く、その

影響は大きい。メディアの取組として、報道や広報などに係る規範が作成されている。また、放送メディアにおいては、放送への苦情、特に人権や青少年と放送の問題に対して、第三者の立場から迅速・的確に、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与する機関を設置している。

規範としては、新聞倫理綱領（日本新聞協会）、日本放送協会番組基準（国内番組基準）、日本民間放送連盟放送基準（ラジオ、テレビ放送基準）などがある。

放送倫理・番組の向上のための機構としては、日本放送協会及び日本民間放送連盟が設置している「放送倫理・番組向上機構」（BPO）がある。

第1-7-1図 有業者・年齢階級別にみたマスメディア接触時間

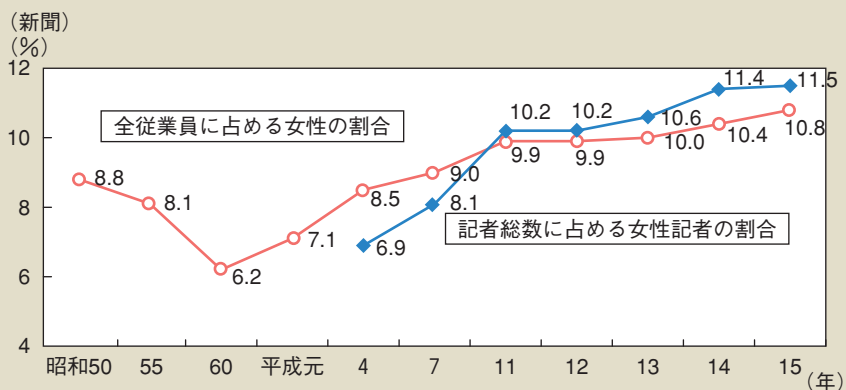


(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成13年)より作成。

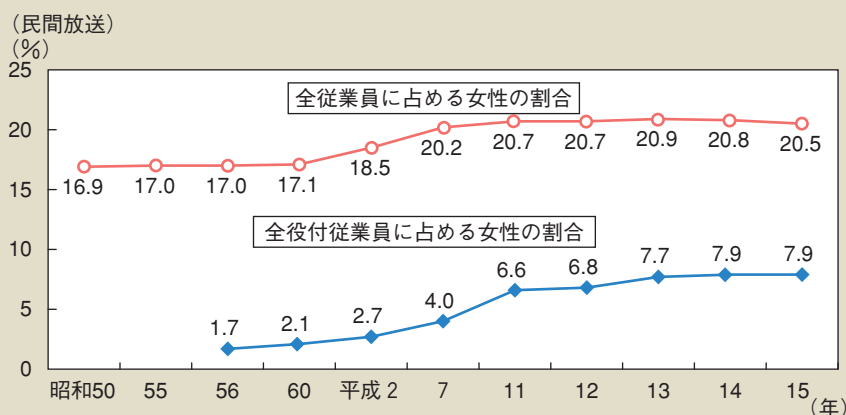
(徐々に進むメディアにおける女性の参画)

新聞や放送などのメディアの分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現の規制等、メディアが自主的に女性の人権に配慮した表現を行うように取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞及び放送業界における女性の参画状況についてみると、新聞、民間テレビ・ラジオ、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合、女性記者の割合、管理職割合すべてで徐々にではあ

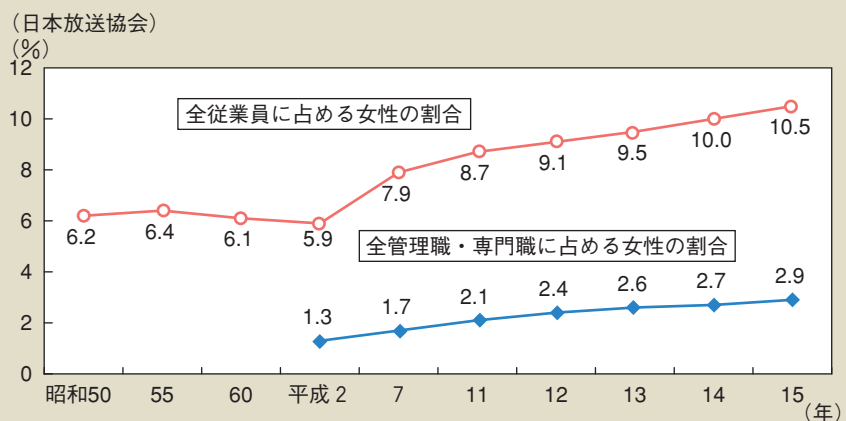
第1-7-2図 各種メディアにおける女性の割合



(備考) (社) 日本新聞協会資料より作成。



(備考) (社) 日本民間放送連盟資料より作成。



(備考) 日本放送協会資料より作成。

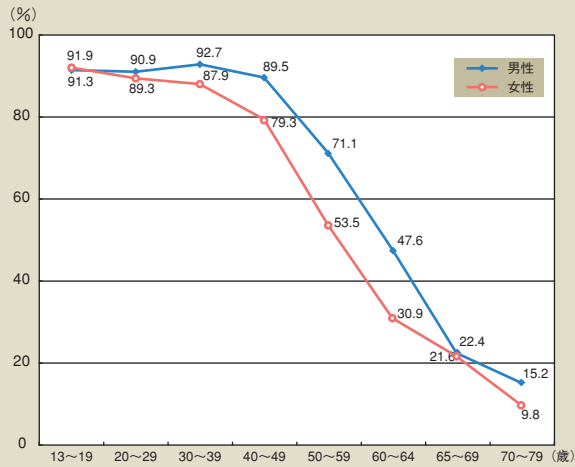
るが進展している (第1-7-2図)。

(男女に差がある情報関連機器の利用率)

近年の高度情報化の進展はめざましく、家庭でも情報機器の普及が進んでいる。総務省「通信利用動向調査」によると、平成15年末には、78.2%

の世帯がパソコンを保有し、前年比6.7ポイント増の88.1%の世帯でインターネットを利用しており、利用者数は7,730万人、人口普及率は60.6%と急速に普及が進んでいる。利用端末の種類別では、パソコンからの利用が最も多く6,164万人、携帯電話・PHS、携帯情報端末からの利用者も4,484

第1-7-3図 性・年齢階級別にみたインターネット利用率



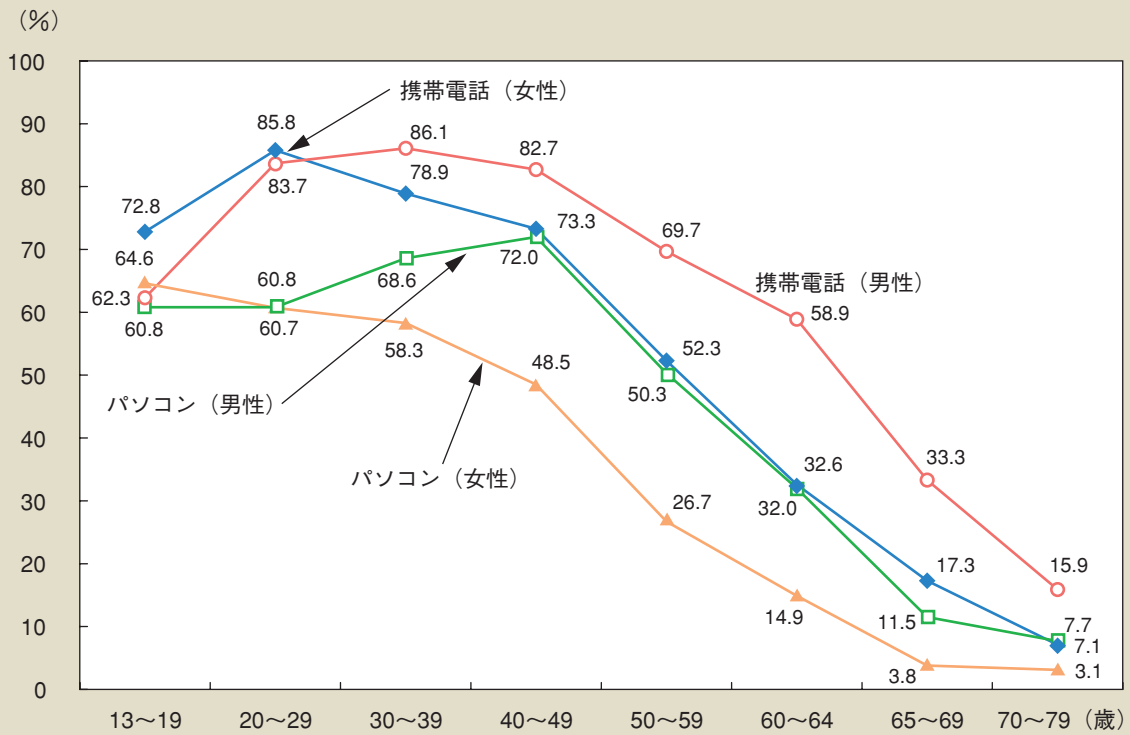
(備考) 総務省「通信利用動向調査」(平成15年)より作成。

万人となっている。

インターネットの利用率を男女別にみると、30歳未満ではほぼ同様であるが、30歳以上では男性の方が高く、利用率には男女でかなりの格差がある(第1-7-3図)。

情報関連機器の利用率をみると、男性の利用率が高くなっている。これを年齢階級別にみると、30歳未満では女性の方が男性より高いかほぼ同等の利用率であるが、他の世代では男性の方が高くなっている(第1-7-4図)。これらのデータから、30歳代から上の世代で、男性に比較して女性は情報通信機器の高度化の恩恵を十分に享受できず、情報活用能力に差が生じている状況がうかがえる。

第1-7-4図 性・年齢階級別にみた情報関連機器の利用率



(備考) 総務省「通信利用動向調査」(平成15年)より作成。

第8章

教育分野における男女共同参画

本章のポイント

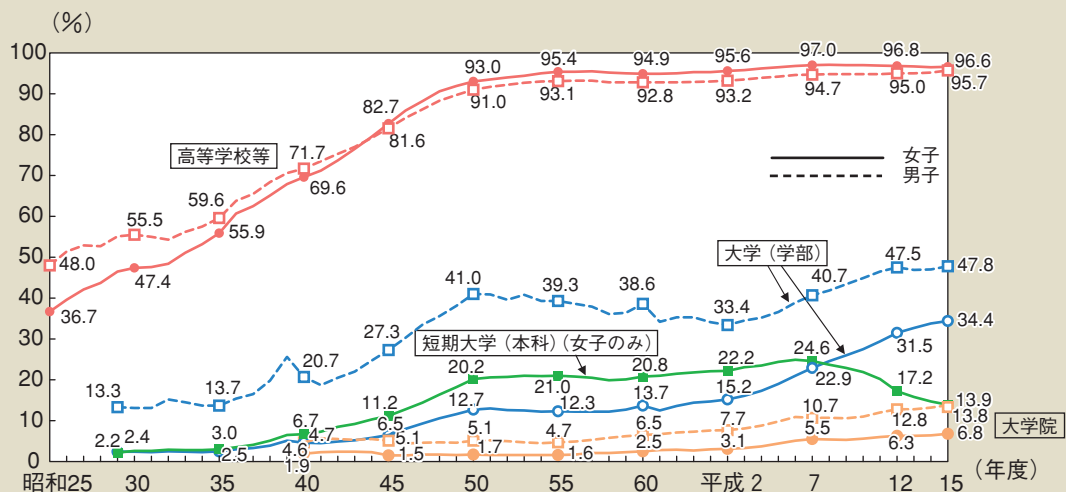
- 男女別の進学率をみると、女子の大学（学部）進学率は上昇する一方で、短大進学率は減少傾向。大学院への進学率も着実に上昇。
- 大学生や研究者における男女の専攻分野の偏りは少なくなってきた。
- 社会人学生や公民館等の学習者においては、女性の割合が高くなっている。
- 教員の女性割合をみると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が小さい傾向が続いている。小学校教諭の女性比率が65.1%に上る一方、大学教授は9.2%にとどまっている。

(女子の大学進学率は上昇傾向)

学校種類別の男女の進学率をみると、高等学校等への進学率は、平成15年度で女子96.6%、男子95.7%と、若干女子の方が高くなっている。大学（学部）への進学率をみると、15年度で男子

47.8%、女子34.4%と男子の方が10ポイントほど高い。しかし女子は、全体の13.9%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学進学率は48.3%となる。近年、大学（学部）への女子の進学傾向が上

第1-8-1図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：浪人を含む。大学学部または短期大学本科入学者数（浪人を含む）を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学または短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

昇している一方で、短期大学への進学率は6年の24.9%をピークに、ここ数年激減している。

大学(学部)卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、男女ともに年々上昇し、平成15年度では男性13.8%、女性6.8%となっている(第1-8-1図)。

(男女の専攻分野の偏りは縮小)

大学(学部)における学生の専攻分野をみると、女子学生が最も多く専攻している分野は、昭和50年から平成12年までは人文科学であったが、ここ数年は社会科学が一番多くなっている。一方、男子学生が社会科学分野を専攻する割合は昭和50年と比べて低くなっており、平成15年では、社会科学分野を専攻している全学生の約3割が女性となった。また、工学を専攻する女子学生は、昭和50年には工学専攻の全学生の1%に満たなかったが、平成15年には10.6%となるなど、男女の専攻分野の偏りは小さくなってきている(第1-8-2図)。

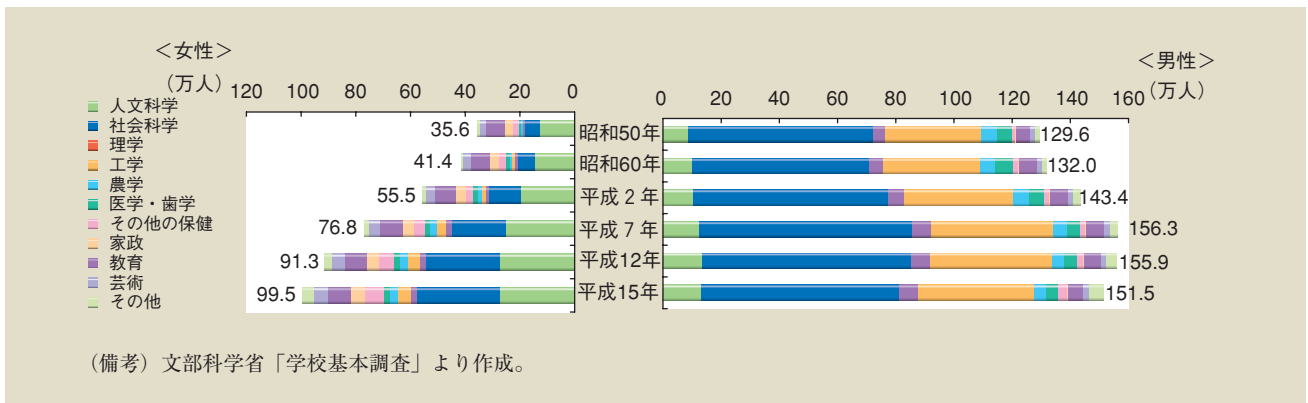
また、女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では社会科学が最も多く、人文科学、教育、工学の分野がこれに次いで多くなっており、女子学生の近年の増加は社会科学、工学、理学、保健の分野において特に著しく、また社会人学生の約4割を女性が占めている。博士課程では、保健、社会科学の分野での専攻が多い。

大学等において研究に従事する女性の専門分野をみると、平成15年でも、栄養学などが含まれる医学・歯学以外の保健分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性研究者の割合は5.9%、理学、農学などでも1割台と低い。しかし、社会科学や工学を専攻する女子学生の増加に伴い、これらの分野における女性研究者も増加傾向にあり、以前に比較すれば、女性が研究に従事する分野が広くなりつつあることがうかがわれる(第1-8-4図)。

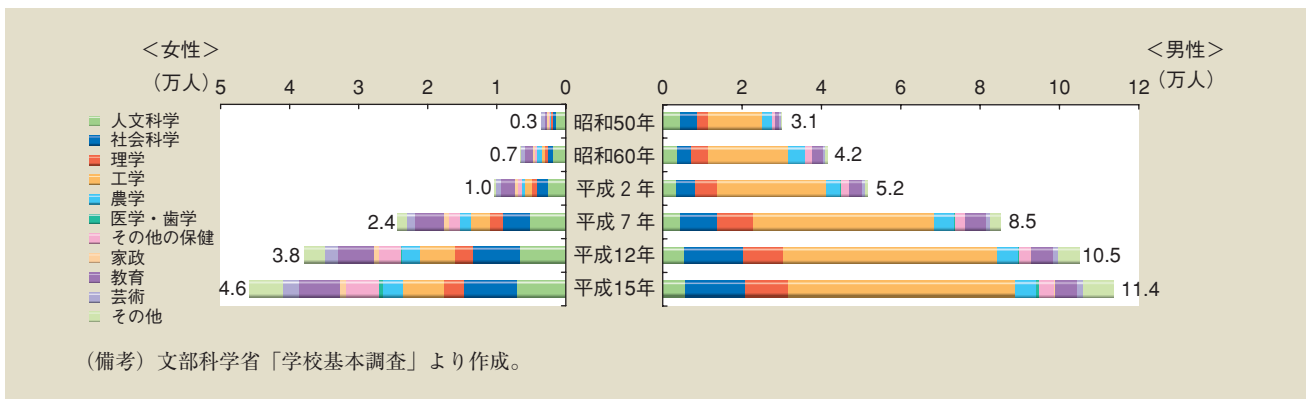
(社会教育での学習者)

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学

第1-8-2図 専攻分野別にみた学生数(大学学部)の推移



第1-8-3図 専攻分野別にみた学生数(大学院(修士課程))の推移



ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学、公民館、青少年施設などで学ぶ人々は女性の割合が多い。文部科学省「社会教育調査」(平成14年)によると、公民館における学級・講座の受講者のうち、67.1%を女性が占めている。

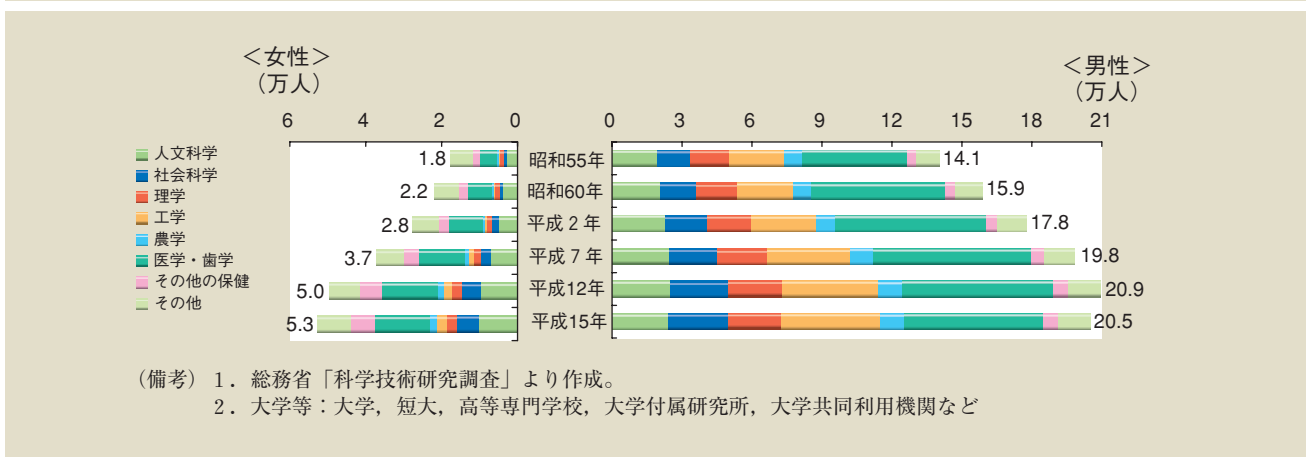
(上位の職に少ない女性教員の割合)

初等中等教育について女性教員の割合をみると、小学校では教諭の6割を女性が占めているが、

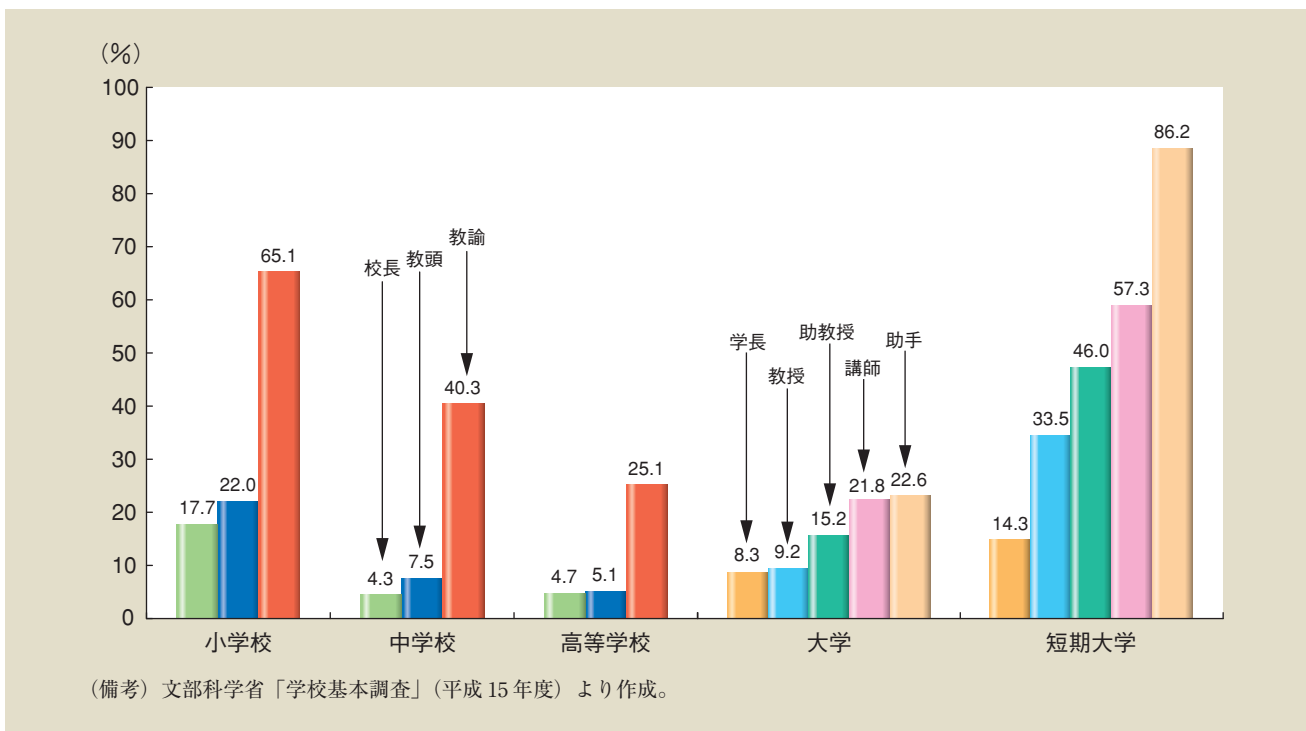
中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%から14年には17.7%と大幅に上昇しているのを始め、長期的には上昇傾向にあるが、その割合は教諭に比べて著しく低い。

大学、短期大学の全教員に占める女性の割合をみても、短期大学では4割を超えているが大学では1割台にとどまっております、特に教授、学長に占める女性の割合は低い(第1-8-5図)。

第1-8-4図 専攻分野別にみた大学等の研究本務者



第1-8-5図 本務教員総数に占める女性の割合(初等中等教育, 高等教育)



Column

オリンピックと日本女性の最近の大活躍

今年の8月には、近代オリンピックの発祥の地アテネにおいて、21世紀最初の第28回夏季オリンピックが開催されるが、1896年に第1回オリンピックがアテネで開催された時は、古代オリンピックが「女人禁制」であったことやスポーツが女性に普及していなかったことから女性の参加種目はなかった。初めて女性が参加したのは第2回パリ大会であるが、男性の13競技に対して女性は1競技にすぎなかった。その後も「激しいスポーツは女性に向かない」とされた時代が長く続き、オリンピック（夏季）で女性の競技数がようやく男性の半分に達するのは、1976年のモントリオール大会であった。女子マラソンが設けられたのは、更に遅く1984年のロサンゼルス大会からであり、男女の競技数がほぼ同じになったのはごく最近である。

こうした中であって、近年日本の女性選手はオリンピックの場で大活躍を見せている。戦前のオリンピックでは、女性選手の参加自体も少なく、日本が獲得したメダルのほとんどは男性が占めていた。戦後も1988年のソウル大会まではその傾向は変わらなかった。しかし、1992年のバルセロナ大会以降女性の獲得メダル数は急増しており、前回のシドニー大会では日本が獲得したメダルの7割以上は女性となっている。今年の夏のアテネオリンピックにおいても、有望な女性の新種目もあることから、女性の活躍が大いに期待されている。

第1-8-6表 オリンピック（夏季）の競技数と日本のメダル獲得数の推移

回	年	開催地	競技数			日本のメダル獲得数					
			女性	男性	混合	男性			女性		
						金	銀	銅	金	銀	銅
1	1896	アテネ	0	8	0						
2	1900	パリ	1	13	0						
3	1904	セントルイス	0	12	0						
4	1908	ロンドン	2	15	0						
5	1912	ストックホルム	2	14	0						
7	1920	アントワープ	2	18	0		2				
8	1924	パリ	3	15	1			1			
9	1928	アムステルダム	4	13	1	2	1	1		1	
10	1932	ロサンゼルス	4	13	1	7	6	4		1	
11	1936	ベルリン	4	17	1	5	4	10	1		
14	1948	ロンドン	5	16	1						
15	1952	ヘルシンキ	5	16	2	1	6	2			
16	1956	メルボルン	5	16	2	4	10	5			
17	1960	ローマ	4	15	2	4	7	6			1
18	1964	東京	6	17	2	15	5	7	1		1
19	1968	メキシコシティ	6	16	2	11	6	7		1	
20	1972	ミュンヘン	7	19	2	12	7	8	1	1	
21	1976	モントリオール	10	19	2	8	6	10	1		
22	1980	モスクワ	11	19	2						
23	1984	ロサンゼルス	12	19	2	10	8	11			3
24	1988	ソウル	15	21	3	4	2	5		1	2
25	1992	バルセロナ	18	24	1	2	4	7	1	4	4
26	1996	アトランタ	19	23	2	2	3	2	1	3	3
27	2000	シドニー	24	26	1	3	2	0	2	6	5
28	2004	アテネ	25	26	1						

(備考) 日本オリンピック委員会資料より作成。